

「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて（健康・福祉・医療分野） 事業評価一覧（平成30年度に実施した事業）

事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何を)	取組(何を)						
特定健康診査等事業	II-5	健康づくりの推進		被保険者の生活習慣病等の早期発見・発症予防	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	特定健康診査・特定保健指導の実施	計画どおり	210,809	H20		①【生活習慣病等の早期発見・発症予防の促進】 特定健康診査について、受診勧奨のほか、集団健診をコースの高い会場の日数を増やして実施するとともに、特定保健指導について、利用勧奨のほか、健診結果相談会を活用した指導を実施し、生活習慣病等の早期発見・発症予防につなげることができた。 ②【受診環境の整備と勧奨の取組強化】 被保険者の生活習慣病等の早期発見・発症予防のため、引き続き、利用しやすい環境整備に取り組むとともに、特に受診率の低い世代への受診勧奨や、オペレーターによる特定保健指導の電話勧奨などの取組を強化する。	改善
健康づくり推進事業 人間ドック・脳ドック受診の推進	II-5	健康づくりの推進		被保険者の疾病の早期発見・早期治療	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	人間ドック・脳ドック健診費用の一部補助(補助単価:10千円/人)	計画どおり	30,670	S59 (人間) H9(脳)		①【疾病の早期発見・早期治療の促進】 人間ドック・脳ドックの健診費用の一部を補助するとともに、国保だよりや広報紙による周知や前期高齢者への受診勧奨チラシの送付など、事業の周知啓発に取り組むことにより、疾病の早期発見・早期治療が図られた。 ②【補助の継続実施】 被保険者の疾病の早期発見・早期治療のため、対象者にチラシを配布するなど、周知機会の拡大を図るとともに、引き続き、健診費用の一部を補助していく。	
ヘルスプランうつのみや事業 糖尿病の発症予防・重症化予防の推進	II-5	健康づくりの推進		糖尿病リスクを抱える医療機関未受診者及び腎症が重症化するリスクの高い者への保健指導による糖尿病の発症予防・重症化予防	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	保健指導の実施	計画どおり	-	H26		①【糖尿病の発症予防・重症化予防の促進】 新たに管理栄養士を配置し、栄養指導を実施することにより、糖尿病の発症予防・重症化予防の取組強化が図られた。 ②【専門職員による保健指導の継続実施】 糖尿病の発症予防・重症化予防を図るため、引き続き、糖尿病リスクを抱えながらも医療機関を受診しない対象者への受診勧奨を実施するとともに、腎症該当者への専門職員による効果の高い保健指導を実施する。	
健康づくり推進事業	II-5	健康づくりの推進		被保険者の疾病の早期発見・早期治療	後期高齢者医療被保険者	人間ドック・脳ドックいずれかの健診費用の一部補助(補助単価:10千円/人)	計画どおり	8,850	H23		①【疾病の早期発見・早期治療の促進】 人間ドック・脳ドックの健診費用の一部を補助するとともに、広報紙やメディアを活用し、事業の周知啓発に取り組むことにより、受診者数が増加し、疾病の早期発見・早期治療につなげることができた。 ②【補助の継続実施】 被保険者の疾病の早期発見・早期治療につなげるために、引き続き、事業の周知に取り組むとともに、健診費用の一部を補助していく。	
宇都宮市医療保健事業団補助金	II-5	地域医療体制の充実		公益財団法人宇都宮市医療保健事業団の継続的で安定的な運営体制の確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団	団体運営に要する経費の一部を補助	計画どおり	75,124	S57		①【継続的で安定的な運営体制の確保】 運営に要する経費の一部を補助したことにより、公益財団法人宇都宮市医療保健事業団の継続的で安定的な運営体制が確保された。 ②【継続的で安定的な運営体制の確保に向けた支援】 地域住民の健康増進と地域医療の発展に寄与できるよう、公益財団法人宇都宮市医療保健事業団の継続的で安定的な運営体制を確保するため、引き続き、運営に要する経費の一部を補助する。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
夜間休日救急診療所運営事業	II-5	地域医療体制の充実		初期救急医療体制の維持・確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団(指定管理者)	夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な管理運営	計画どおり	162,563	S58		①【初期救急医療体制の維持確保】 本市の初期救急医療体制に精通し、医療従事者の安定的な確保や、地域の医療機関との緊密な連携が可能である市医療保健事業団を指定管理者とし、管理運営を行ったことにより、初期救急医療体制の維持・確保が図られた。 ②【初期救急医療体制の適切かつ円滑な管理運営の確保】 本市の初期救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な管理運営体制の確保を図っていく。	
(保健総)保健施設整備費(単独)	II-5	地域医療体制の充実		施設の安全で快適な利用及び施設の長寿命化	保健所及び夜間休日救急診療所の施設	保健所及び夜間休日救急診療所の施設の整備及び改修	計画どおり	184,780	S58		①【施設の長寿命化に向けた改修の実施】 長寿命化計画に基づき、保健所空調設備など、施設の整備及び改修を実施したことにより、施設の長寿命化が図られ、安全で快適な利用を維持することができた。 ②【計画的な施設改修の実施】 保健所及び夜間休日救急診療所について、施設の安全で快適な利用及び施設の長寿命化を図るため、引き続き、施設の計画的な改修を行っていく。	
保健衛生事業推進協力金(市医師会)	II-5	地域医療体制の充実		市が実施する保健衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市医師会	保健衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	17,000	S58		①【保健衛生事業の円滑な推進】 市医師会との連携協力体制を確保したことにより、市の保健衛生事業の円滑な推進が図られた。 ②【市医師会との連携協力体制の確保】 市が実施する保健衛生事業を円滑に推進するため、引き続き、市医師会との連携協力体制の確保を図っていく。	
口腔衛生事業推進協力金(市歯科医師会)	II-5	地域医療体制の充実		市が実施する口腔衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市歯科医師会	口腔衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	4,350	S58		①【口腔衛生事業の円滑な推進】 市歯科医師会との連携協力体制を確保したことにより、市の口腔衛生事業の円滑な推進が図られた。 ②【市歯科医師会との連携協力体制の確保】 市が実施する口腔衛生事業を円滑に推進するため、引き続き、市歯科医師会との連携協力体制の確保を図っていく。	
保健衛生事業推進協力金(市薬剤師会)	II-5	地域医療体制の充実		市が実施する保健衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市薬剤師会	保健衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	600	S58		①【保健衛生事業の円滑な推進】 市薬剤師会との連携協力体制を確保したことにより、市の保健衛生事業の円滑な推進が図られた。 ②【市薬剤師会との連携協力体制の確保】 市が実施する保健衛生事業を円滑に推進するため、引き続き、市薬剤師会との連携協力体制の確保を図っていく。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
健康増進事業等推進協力金(県医師会)	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		健康増進事業の推進	一般社団法人 栃木県医師会	健康増進事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	1,948	S48		①【健康増進事業の推進】 県医師会との連携協力体制を確保をしたことにより、健康増進事業の推進が図られた。 ②【県医師会との連携協力体制の確保】 健康増進事業を推進するため、引き続き県医師会との連携協力体制の確保を図っていく。	
健康増進事業等推進協力金(県歯科医師会)	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		健康増進事業の推進	一般社団法人 栃木県歯科医師会	健康増進事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	346	S52		①【健康増進事業の推進】 県歯科医師会との連携協力体制を確保をしたことにより、健康増進事業の推進が図られた。 ②【県歯科医師会との連携協力体制の確保】 健康増進事業を推進するため、引き続き、県歯科医師会との連携協力体制の確保を図っていく。	
宇都宮市医師会看護専門学校運営費補助金	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		質の高い医療従事者の養成・確保	宇都宮市医師会看護専門学校	専門学校の運営に係る経費の一部を補助	計画どおり	8,640	H5		①【看護師の養成・確保】 看護学校への支援を実施したことにより、質の高い看護師の養成・確保が図られた。 ・平成30年度末の閉校に伴い、補助金を廃止した。	廃止終了
准看護師養成補助金	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		質の高い医療従事者の養成・確保	宇都宮准看護高等専修学校	専修学校の運営に係る経費の一部を補助	計画どおり	7,500	S59		①【准看護師の養成・確保】 准看護学校への支援を実施したことにより、質の高い准看護師の養成・確保が図られた。 事情により退学してしまう学生がいることから、退学を防止するための支援を実施していく必要がある。 ②【准看護師の更なる養成・確保】 質の高い准看護師をこれまで以上に養成・確保していくため、資格取得者の増加に向け、カウンセラーの活用など、退学者の減少に繋がるような取組に対して支援していく。	拡充
歯科衛生士養成補助金	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		質の高い医療従事者の養成・確保	宇都宮歯科衛生士専門学校	専門学校の運営に係る経費の一部を補助	計画どおり	5,600	S53		①【歯科衛生士の養成・確保】 歯科衛生士学校への支援を実施したことにより、質の高い歯科衛生士の養成・確保が図られた。国家試験合格率の更なる向上に向けた支援を実施していく必要がある。 ②【歯科衛生士の更なる養成・確保】 質の高い歯科衛生士をこれまで以上に養成・確保していくため、資格取得者の増加に向け、国家試験対策特別授業の実施など、合格率の向上に繋がるような取組に対して支援していく。	拡充

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
健康危機管理対策事務費	II-5	地域医療体制の充実		健康危機管理体制の 確保・充実	健康被害が発生した あるいは発生する 恐れのある事業	専門委員会の開催	計画ど おり	29	H14		①【危機管理機能の向上】 平常時より、健康危機が発生した場合の原因の究明や被害の拡大防止対策について、専門家 で構成される健康危機管理対策専門委員会の開催や鳥インフルエンザ発生時の対応 に向けた模擬訓練等を実施したことにより、危機対応能力の向上が図られた。 ②【健康危機管理体制の確保・充実】 健康危機管理対策専門委員会の開催や鳥インフルエンザ発生時の対応に向け、引き続 き、模擬訓練等を実施するとともに、新型インフルエンザ対応マニュアルの見直しを図るな ど、更なる危機対応能力の向上を図っていく。	
救急医療対策事務	II-5	地域医療体制の充実		二次救急医療体制の 維持・確保	救急告示医療機関 市医師会 消防等関係団体	救急医療対策連絡協議 会の開催	計画ど おり	51	H8		①【円滑な二次救急医療体制の確保】 救急医療対策連絡協議会において、二次救急医療体制の評価検証を行い、関係機関と連 携し、情報を共有したことにより、円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。 ②【救急医療対策連絡協議会の継続】 引き続き、救急医療対策連絡協議会において、関係機関と連携し、情報を共有しながら、 二次救急医療体制の維持・確保を図る。	
小児救急医療体制補助金	II-5	地域医療体制の充実		小児救急医療体制の 維持・確保	済生会宇都宮病院 NHO栃木医療セン ター JCHOうつのみや病 院	輪番実施日数に応じ、そ の運営に要する経費の 一部を補助(県2/3・市 1/3)	計画ど おり	21,843	H14		①【円滑な小児救急医療体制の確保】 運営に要する経費の一部を補助することにより、夜間及び休日における小児救急医療体 制の確保が図られた。 ②【補助の継続実施】 小児救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、小児救急医療を担う医療機関の 運営に要する経費の一部を補助していく。	
病院群輪番制病院運営費補助金	II-5	地域医療体制の充実		二次救急医療体制の 維持・確保	病院群輪番制病院 (済生会宇都宮病 院、NHO栃木医療 センター、JCHOう つのみや病院、宇都 宮記念病院、NHO 宇都宮病院)	輪番実施日数に応じ、そ の運営に要する経費の 一部等を補助	計画ど おり	70,967	S55		①【円滑な二次救急医療体制の確保】 病院群輪番制病院の運営に要する経費の一部を補助することにより、夜間及び休日にお ける円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。 ②【補助の継続実施】 二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院の運営に要す る経費の一部等を補助していく。	
協力病院等運営費補助金	II-5	地域医療体制の充実		二次救急医療体制の 維持・確保	協力病院(7病院) 連携病院(1病院) 協力診療所(2診療 所) 連携診療所(1診療 所)	救急医療の運営に要す る経費の一部等を補助	計画ど おり	34,886	H21	独自性	①【円滑な二次救急医療体制の確保】 病院群輪番制病院を支える協力病院等の運営に要する経費の一部を補助することによ り、円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。 ②【補助の継続実施】 二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院を支える協力 病院等に対し、救急医療の運営に要する経費の一部を補助していく。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
病院群輪番制病院設備整備費補助金	II-5	地域医療体制の充実		二次救急医療体制の維持・確保	病院群輪番制病院(済生会宇都宮病院、NHO栃木医療センター、JCHOうつのみや病院、宇都宮記念病院、NHO宇都宮病院)	救急医療に必要な設備整備に要する経費を補助(国・県・市 各1/3)	計画どおり	6,642	H19		①【円滑な二次救急医療体制の確保】 病院群輪番制病院である5病院のうち1病院に設備整備に要する経費を補助することにより、円滑な二次救急医療の確保が図られた。  ②【補助の継続実施】 二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院の設備整備に要する経費を補助していく。	
協力病院等設備整備費補助金	II-5	地域医療体制の充実		二次救急医療体制の維持・確保	協力病院(7病院) 連携病院(1病院) 協力診療所(2診療所) 連携診療所(1診療所)	救急医療に必要な設備整備に要する経費を補助(市・事業主体 各1/2)	計画どおり	459	H22	独自性	①【円滑な二次救急医療体制の確保】 協力病院等のうち1病院に設備整備に要する経費を補助することにより、円滑な二次救急医療の確保が図られた。  ②【補助の継続実施】 二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院を支える協力病院等に対し、救急医療に必要な設備整備に要する経費の一部を補助していく。	
災害時医療対策事務	II-5	地域医療体制の充実		災害時医療提供体制の確保	医療機関及び医療関係団体等	災害時医療救護活動に係る訓練の実施、会議の開催、必要な資器材の整備	計画どおり	4,025	H7		①【新たな医科救護所の設置】 ・平成30年度に作新学院大学の敷地に医科救護所を設置する協定を締結し、資器材を配備したほか、2医療機関及び新たに救護所を設置する作新学院大学において、災害時医療救護活動に係る救護所設置訓練を実施することで、災害時医療提供体制の確保を図った。 ・医療機関や関係団体等の協力を得ながら、より実践的な訓練を実施する必要がある。  ②【医療関係団体等と連携した訓練の実施】 災害時医療提供体制の確保を図るため、引き続き、災害時医療救護活動に必要な資器材の整備を進めるとともに、医療関係団体等と連携しながら、医療救護活動のマニュアルを踏まえた図上訓練や災害医療本部の設置訓練などを実施する。	
医事・監視指導事務	II-5	地域医療体制の充実		良質かつ適切な医療提供の確保	病院 診療所 歯科技工所 施術所 衛生検査所	許認可及び監視指導の実施	計画どおり	481	H8		①【良質かつ適切な医療提供体制の確保】 医療法等に基づく立入検査を実施することにより、良質かつ適切な医療提供体制の確保が図られた。  ②【医療施設等に対する計画的な立入検査の実施】 良質かつ適切な医療提供体制の確保を図るため、引き続き、医療施設等に対する立入検査を計画的に実施していく。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
救急医療適正受診促進費	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		救急医療の適正受診の促進	市民	救急医療の適正受診の促進に向けた啓発	計画どおり	498	H8		<p>①【適正受診を普及啓発するためのイベントの開催】 救急受診の手引きを配布するほか、救急の日・救急医療週間イベントや救急探検ツアー、出前講座の実施を通して、救急医療の適正受診に向けた普及啓発が図られた。</p> <p>②【適正受診方法についての普及啓発の実施】 引き続き、市民に対し、救急医療の適正な受診方法について普及啓発を実施していく。</p>	
薬事・監視指導事務	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品、医療機器、毒物劇物等の安全性の確保</li> <li>薬物乱用の未然防止</li> <li>かかりつけ薬局・健康サポート薬局の普及促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬局、店舗販売業、医療機器販売業、毒物劇物取扱施設、温泉施設</li> <li>市民</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>許認可及び監視指導の実施</li> <li>大麻等の薬物乱用防止の普及啓発</li> </ul>	計画どおり	840	H8	独自性	<p>①【許認可事務等の迅速かつ確実な実施】 宇都宮市薬事関係指導計画に基づき、効率的かつ効果的に監視指導業務を実施し、安全性の確保が図られた。</p> <p>②【薬局等に対する計画的な立入検査の実施】 医薬品、医療機器、毒物劇物の安全性の確保及び温泉の適正利用を確保するため、医薬品医療機器等法等に基づく薬局や温泉施設等に対する立入検査を計画的に実施していく。</p> <p>③【毒物劇物等の事故発生時における夜間休日の緊急連絡体制の整備】 県内での毒物劇物等の流出事故を契機に夜間休日の緊急連絡先を県と取り交し、連絡体制を整備した。事故発生時に迅速に対応できるよう本市の毒物劇物等健康被害対策要領を見直す必要がある。</p> <p>④【毒物劇物等の健康被害対策について円滑な連絡体制の確保】 関係機関との円滑な連絡体制を確保するとともに、本市の要領改定やマニュアルの見直しを実施する。</p> <p>⑤【薬物乱用防止連絡会議の活用】 関係機関や団体等で構成する宇都宮市薬物乱用防止連絡会議と連携し、イベントでの啓発活動を実施することにより薬物乱用防止の周知啓発が図られた。</p> <p>⑥【薬物乱用防止啓発活動の実施】 薬物乱用防止指導員等と連携した街頭での啓発活動や小中学生向け出張教室の継続実施に加え、高校生向けの啓発や大学生ボランティアの活動支援など啓発活動の充実を図っていく。</p> <p>⑦【薬局ビジョンを踏まえたかかりつけ薬局・健康サポート薬局への支援】 セルフメディケーション研修及び無菌調剤研修を行い、かかりつけ薬局・健康サポート薬局への支援を図ってきたが、かかりつけ薬局の活用方法について継続的な周知を図る必要がある。</p> <p>⑧【薬局ビジョンを踏まえたかかりつけ薬局・健康サポート薬局の普及促進】 薬剤師会と連携するなどして、市民公開講座や出前講座の実施により市民への周知充実を図る。</p>	
献血普及啓発事業	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		輸血用血液の安定的な確保	市民	情報発信による市民への献血の普及啓発と献血会の支援	計画どおり	188	S44		<p>①【献血の普及啓発による献血者数の目標数達成】 献血に係る普及啓発を行うとともに、自主的かつ組織的に献血を推進する各献血会の取組を支援し、献血目標数を達成することで、輸血用血液の安定的な確保が図られた。</p> <p>②【献血の普及啓発と献血団体の支援】 輸血用血液を安定的に確保するため、引き続き、市民の理解と協力が得られるよう献血の普及啓発を行うとともに、各献血会の取組を支援する。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
食育の推進 (細事業「うつのみや食育フェア実行委員会交付金」を含む)	II-5	健康づくりの推進		健全な食生活の実践の推進	・市民	・各種講座、イベント ・ヘルシーメニューの普及 ・宮っこ食育応援団事業等を通じた食育の実践の普及啓発 等	計画どおり	8,560	H18		<p>①【世代ごとの食育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次宇都宮市食育推進計画に基づき、食育フェアの実施や高校・大学等への食育出前講座、学校祭や学生食堂等でのパネル展示、クックパッド公式キッチンにおけるヘルシーメニューのレシピ提供を行うことにより、若い世代の健全な食生活の実践が図られた。</li> <li>・働く世代を対象とした事業所での食育出前講座や事業所の給食施設指導、宮っこ食育応援団等を通じたレシピやリーフレット等の配布を行うことにより、働く世代の健全な食生活の実践が図られた。</li> </ul> <p>②【関係各課・団体との連携強化による食育の普及啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健全な食生活の実践を図るため、農務関係の庁内関係課や宮っこ食育応援団等との連携を強化し、若い世代や働く世代への取組を通して、家庭や地域、職場における食育を推進していく。</li> </ul>	
栄養改善事業	II-5	健康づくりの推進		食生活の改善による疾病の重症化予防及び特定給食施設における栄養管理の改善	・市民 ・特定給食施設等の給食施設及び給食従事者 ・市内事業所	・病態別栄養相談 ・栄養相談 ・給食施設指導(栄養管理個別指導) ・栄養成分表示の相談・指導 等	計画どおり	738	H2		<p>①【病態・病状に応じた栄養相談と給食施設等への定期巡回指導の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病をはじめとした慢性疾患等の病状に応じた病態別栄養相談や栄養相談を実施することにより、病状の改善及び重症化予防が図られた。</li> <li>・定期的給食施設に対し巡回指導や研修会等を実施することにより、特定給食施設等における栄養管理の改善が図られた。</li> </ul> <p>②【制度の周知の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食生活の改善による疾病の重症化予防や特定給食施設における栄養管理の改善を図るため、これまでの取組を継続していくとともに令和2年4月の食品表示法の完全施行に伴う栄養成分表示の義務化に向け、制度の周知等を生活衛生課などの関係課とすめ、市内事業所からの相談への対応や栄養成分表示の理解促進に取り組んでいく。</li> </ul>	
地域における健康づくり実践活動の推進	II-5	健康づくりの推進		地域の健康づくり実践活動の推進	・健康づくり推進員 ・市民	・健康づくり推進員による実践活動 ・健康づくり推進員・食生活改善推進員による健康づくり活動への参加促進 ・保健師による実践活動支援	計画どおり	1,680	H13		<p>①【重層的な健康づくり活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり推進員・食生活改善推進員の養成講座において、地区活動の実体験を加えて行うことにより、地域において活動する推進員数の増加が図られた。また、各地域拠点と連携し、健康づくり推進組織が立ち上がっていない2地区には、組織化に向けた支援を行うとともに休会中の1地区に対して、働きかけを行ったことにより活動再開につながるなど、地域における健康づくり実践活動が推進された。</li> </ul> <p>②【未組織地区への支援の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の健康づくり実践活動を推進するため、引き続き、これまでの取組を継続するとともに、健康づくり推進組織が未組織である2地区において、地域拠点と連携し、自治会等への説明を行い、対象地域において養成講座を実施するなど、組織の立ち上げができるように活動支援を行っていく。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
地域・職域連携推進事業	II-5	健康づくりの推進	戦略事業	地域・職域における健康づくり活動の充実	市民	・地域・職域連携による事業所に対する健康づくりの普及啓発 ・健康づくりに取り組む事業者表彰	計画ど おり	488	H20		①【職域で健康づくりに取り組むための環境整備】 ・平成30年度は、新たに、健康づくりに取り組む事業者の表彰を実施するとともに、地域・職域連携推進協議会と連携し、栄養士や運動指導員などの専門職を事業所に派遣する出前講座に「歯科」や「メンタルヘルス」を加えて実施することにより、職場における健康づくりの推進が図られた。 ・今後は、事業所が健康づくりに取り組むため、事業者等に対し、更に従業員の健康づくりの必要性を啓発することや、出前講座等を利用しやすい環境を整備していくなどの課題がある。  ②【健康づくりに取り組む事業所の拡大】 ・職域における健康づくり活動の充実や健康づくりに取り組む事業所の拡大を図るため、地域・職域連携推進協議会と連携し、従業員の健康づくりに活用できる保健事業の情報を提供するためのサイトを開設するほか、事業所における健康づくりの取組の重要性や好事例について、講演会等を通じて事業者等へ働きかけを行うなど、事業所における健康づくりの取組に向けた支援を強化していく。 ・健康づくりに取り組む事業者の表彰については、市広報紙や市ホームページ等を活用し広く事業者の募集を行うほか、事業所における出前講座の内容充実を図る。	
健康増進普及啓発・糖尿病対策事業	II-5	健康づくりの推進	戦略事業	生活習慣病の予防や健康づくりに関する知識の普及啓発	市民	・健康教育 (各種講演会・イベント) ・健康相談 ・訪問指導 等	計画ど おり	2,262	S29		①【関係団体との連携・協力による普及啓発の推進】 「第2次健康うつのみや21」計画の中間評価を踏まえ、市医師会等の関係団体と連携・協力しながら、生活習慣病、特に糖尿病の発症予防や重症化予防を図るための各種講演会を開催したほか、市内大型商業施設における「糖尿病予防啓発イベント」を新たに実施したことにより、糖尿病を含む生活習慣病予防に関する正しい知識の普及が図られた。  ②【保険者との連携強化】 生活習慣病の予防や健康づくりに関する正しい知識の啓発を図るため、引き続き、これまでの取組を継続するとともに、各保険者との更なる連携をすすめ、各種講演会やイベントにおいて、運動習慣の定着化や正しい食生活の改善を図るなど、健康づくりに関する知識の普及啓発に取り組んでいく。	
健康ポイント事業	II-5	健康づくりの推進	好循環P 戦略事業	市民の健康づくり活動の促進	市民	・健康ポイント事業の開始 ・事業の広報活動 (広報紙・イベント等) ・協賛企業の確保	計画ど おり	32,479	H30	独自性 先駆的	①【様々な広報活動により参加者数が増加】 広報紙やラジオ放送、各種イベントの場などを効果的に活用し、事業の広報をしたことにより、運用開始当初から、順調に参加者が増加している。また、他事業等に協賛している市内事業者を中心に協力を呼びかけたことにより、55の協賛企業を確保することができ、市民の事業への参加意欲が高まったことで、市民の健康づくり活動の促進が図られた。  ②【更なる参加者数の増加に向けた事業運営】 更に市民の健康づくり活動を促進するため、令和4年度の目標参加者数22,000人の達成や協賛企業数の増加に向け、引き続き、様々な機会を捉えて広報活動を実施していくほか、協賛企業等に対し、参加を促していく。	拡大



事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
受動喫煙防止対策事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進		改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の推進	市内事業者 市民	受動喫煙防止対策に係る周知啓発	計画 どおり	0	H30		<p>①【受動喫煙防止対策に係る周知啓発の実施】 平成30年度は、主に病院などの第一種施設に対し、3師会などと連携した説明会等の実施やリーフレットの配布等により改正健康増進法の内容の周知を行ったほか、平成31年2月に受動喫煙防止に関する相談窓口を設置して市内事業者や市民からの相談に対応し、周知啓発に努めたことにより、受動喫煙防止への理解促進が図られた。</p> <p>②【市内事業者への周知啓発や受動喫煙防止対策に関する市民理解の促進】 今後は、法律の施行に向けて、更に市内事業者への周知啓発や市民の受動喫煙防止への理解促進を図るため、引き続き、相談窓口での対応やリーフレット等の配布を行うとともに、関係団体と連携した事業者向け説明会を実施するほか、新たに自治会回覧を実施していく。</p>	拡大
がん検診 (細事業「個別受診勧奨事業」を含む)	Ⅱ-5	健康づくりの推進	戦略事業	がんの早期発見・早期治療	市民(40歳以上) ※子宮がんは20歳以上の女性、乳がんは30歳以上の女性、前立腺がんは50歳以上の男性が対象	がん検診の実施	計画ど おり	995,992	S38		<p>①【がんの早期発見・早期治療】 ・受診人数は前年度同等であるが、各種検診を実施することにより、がんの早期発見・早期治療につながった。また、乳がん検診については、超音波検査を新たに導入し、がん検診の充実が図られた。 ・今後もがんの早期発見・早期治療につなげていくため、更なる未受診者対策の強化が必要である。</p> <p>②【がん検診の受診率向上と継続実施】 がんの早期発見・早期治療を図るため、引き続き、各種がん検診を実施するとともに、より多くの方に受診してもらうよう、早朝健診や総合健診など、市民が受診しやすい健診の拡充や未受診者への個別受診勧奨に取り組むほか、広報紙や地区回覧、市ホームページ等を活用した普及啓発を行うなど受診率向上に努める。</p>	
健康診査	Ⅱ-5	健康づくりの推進	戦略事業	生活習慣病の予防、 早期発見・早期治療	市民(40歳以上) ※健康診査は、生活保護受給者など特定健康診査等の受診機会がない方が対象	・健康診査の実施 ・心電図検査・貧血検査・眼底検査の実施	計画ど おり	47,730	H20		<p>①【生活習慣病の早期発見・早期治療】 健康診査を実施することにより、生活習慣病の発症リスクが高い方について医療機関への受診を促すことができ、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療が図られた。</p> <p>②【健康診査等の継続実施】 生活習慣病予防や早期発見・早期治療につなげていくため、引き続き、健康診査等を実施していく。</p>	
後期高齢者健康診査	Ⅱ-5	健康づくりの推進		高齢者の健康保持・ 増進と生活習慣病の 予防、早期発見・早期 治療	市民(75歳以上) ※後期高齢者医療制度に加入されている方が対象	健康診査の実施	計画ど おり	104,953	H20		<p>①【生活習慣病等の発症・重症化予防】 健康診査の受診者数は年々増加しており、糖尿病等の生活習慣病の発症予防をはじめ、生活習慣病を早期に発見し、医療につなげることで重症化の予防が図られた。</p> <p>②【健康診査の実施】 高齢者の健康保持・増進と生活習慣病の予防、早期発見・早期治療のため、引き続き、保険者である栃木県後期高齢者医療広域連合と連携しながら健康診査を実施していく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
骨粗しょう症検診	II-5	健康づくりの推進		骨粗しょう症の予防、 早期発見・早期治療	市民(満40歳～満 70歳のうち5歳ごとの 節目年齢の女性が対象)	骨粗しょう症検診の実施	計画ど おり	8,196	H8		<p>①【集団健診で実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団健診においてがん検診等と同時に実施したことにより、受診者が前年より増加し、骨粗しょう症の予防、早期発見・早期治療が図られた。</li> <li>・骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を見出し、骨粗しょう症を予防するために、受診機会の拡充が必要である。</li> </ul> <p>②【受診機会の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・骨粗しょう症の予防、早期発見・早期治療や受診機会の拡充のために、今後、集団健診で受診できる日程を増やしていく。</li> </ul>	
肝炎ウイルス検診	II-5	健康づくりの推進		肝炎の予防、早期発 見・早期治療	市民(40歳以上) ※過去に受診歴の ない方が対象	肝炎ウイルス検診の実 施	計画ど おり	16,016	H14		<p>①【肝炎ウイルス検診の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肝炎ウイルス検診を実施し、結果陽性者に対して肝炎ウイルスの感染の危険性や重症化予防に関する周知を行うとともに、医療機関での精密検査や定期検査の受診勧奨を実施したことにより、肝炎の予防、早期発見・早期治療が図られた。</li> </ul> <p>②【検診の重要性の周知と国の制度を活用した受診勧奨の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肝炎ウイルスは自覚症状がないまま進行することから、検診の重要性を周知するとともに、肝炎の予防、早期発見・早期治療のため、対象者が無料で受診できる「肝炎ウイルス検診個別受診勧奨事業」を活用して受診勧奨に努めながら、引き続き、肝炎ウイルス検診を実施していく。</li> </ul>	
歯科健診	II-5	健康づくりの推進		歯周病の予防、早期 発見・早期治療	市民(満30歳～70 歳のうち5歳ごとの 節目年齢の方)	歯科健診の実施	計画ど おり	12,341	H11		<p>①【節目年齢における歯科健診の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科健診を実施することにより、歯周病の予防、早期発見・早期治療につながっている。</li> </ul> <p>②【成人期の歯周病対策の強化と健診の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯周病の予防、早期発見・早期治療のために、引き続き、歯科健診を実施するとともに、成人期における歯周病対策の一環として、市歯科医師会と連携しながらセルフチェックシートの作成・活用を図るほか、かかりつけ歯科医をもつことの推奨や定期的な歯科健診の受診勧奨を進めていく。</li> </ul>	
歯と口の衛生推進事業 (細事業「訪問歯科診療推進事業」 含む)	II-5	健康づくりの推進		市民の歯と口腔の健 康づくりに関する意識 の醸成や正しい知識 の普及啓発	市民	・高齢者よい歯の表彰式 ・歯と口の健康週間イ ベント ・歯と口腔の健康づくり出 前講座 ・訪問歯科診療講習会 ・周知用リーフレットの配 布	計画ど おり	1,341	H3		<p>①【歯科医師会と連携した事業実施とイベントの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市歯科医師会と連携し、内容の充実を図りながら、各種事業を効果的に実施することにより、歯と口腔の健康づくりに関する意識の醸成及び正しい知識の普及が図られた。</li> </ul> <p>②【成人期の歯周病対策の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発を図るため、成人期における歯周病対策の一環として、市歯科医師会と連携しながらセルフチェックシートの作成・活用を図るとともに、かかりつけ歯科医をもつことの推奨や定期的な歯科健診の受診勧奨を進めていく。</li> </ul>	
後期高齢者歯科健診	II-5	健康づくりの推進		肺炎等の疾病につな がる口腔機能の低下 予防	市民(前年度75歳 に到達した方) ※後期高齢者医療 制度に加入されて いる方が対象	歯科健診の実施	計画ど おり	1,909	H27		<p>①【高齢者の特性を踏まえた検査内容による歯科健診の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者歯科健診を実施し、歯・歯肉の状態、口腔内の衛生状態や咀嚼(そしゃく)、嚥下(えんげ)を含む口腔機能をチェックすることで、口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の予防が図られた。</li> </ul> <p>②【誤嚥性肺炎等の予防のための継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の予防のため、引き続き、後期高齢者への歯科健診を実施していく。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
集団健診予約受付業務(「集団健診予約センター」と「集団健診予約システム」の運用)	II-5	健康づくりの推進		市民のライフスタイルに応じた集団健診受付サービスの提供	市民	「集団健診予約センター」と「集団健診予約システム」による集団健診の予約受付	計画どおり	22,730	H27	独自性 先駆的	①【集団健診予約受付サービスの提供】 「集団健診予約センター」と「集団健診予約システム」を活用することにより、集団健診の予約受付をはじめ、健診内容の問い合わせ等について対応し、市民のライフスタイルに応じた集団健診受付サービスが提供できた。 ②【集団健診予約受付サービスの向上】 市民のライフスタイルに応じた集団健診受付サービスの提供を図るため、引き続き、関係機関との連携を図りながら予約受付業務を円滑に実施していく。	
難病患者支援事業	II-5	健康づくりの推進		難病患者支援体制の充実	難病患者及びその家族	・医師や理学療法士等による疾患群ごとの医療生活相談会(講演会、個別相談会、交流会)を実施。 ・支援の充実を図るため、医療・福祉・介護・就労・教育等様々な関係機関により構成する難病対策地域協議会を開催。	計画どおり	1,032	H8		①【医療生活相談会の疾病別テーマの検討】 医師やその他専門職による医療生活相談会を疾患群ごとに対象疾患が偏ることなく開催することにより、難病患者の支援を行うことができた。 ②【医療生活相談会の効果的な運営】 各種疾病の病態について理解を深めるとともに、個々の病状に応じた療養の助言が得られるよう、引き続き、患者団体と連携・協力しながら、患者の幅広いニーズに対応した相談会を開催していく。 ①【難病対策地域協議会・難病支援検討部会の開催】 ・「難病対策地域協議会」において、最新の情報を伝えられるよう、「難病患者のためのサービスガイド」を毎年度作成することを決定した。 ・「難病支援検討部会」において、訪問看護師やケアマネジャーを対象に情報交換会を開催したことにより、難病患者の支援の充実が図られた。 ②【難病対策地域協議会・難病支援検討部会の継続開催】 地域の実情に応じた支援体制を整備するため、「難病対策地域協議会」を開催し、難病への理解促進のための市民周知など、全体の課題を共有するとともに、難病患者を支援する実務者レベルの「難病支援検討部会」において、引き続き、関係機関の連携強化、人材育成等に努める。	
自殺予防・心の健康づくり対策事業	II-5	健康づくりの推進	戦略事業	総合的な自殺予防・ こころの健康づくりの 推進	市民	・宇都宮市自殺対策ネットワーク会議・宇都宮市自殺対策庁内連絡会議の開催 ・人材養成事業(ゲートキーパー研修会) ・普及啓発活動(自殺予防週間・自殺対策強化月間における街頭啓発活動、パネル展・広報紙への記事掲載等) ・メンタルヘルス相談啓発事業(50歳男性対象) ・働く人のこころの健康づくり(小規模事業所で働く人を対象とした心の健康に関するリーフレットの作成・配布)	計画どおり	2,281	H19	先駆的	①【総合的な自殺対策の推進】 ・本市の実状に応じた自殺対策計画を策定したことで、総合的な自殺予防・こころの健康づくりの推進が図られた。 ・本市の自殺者数は、20代になると大幅に増加し、20代から50代の働く世代が多いなど、依然として自殺に追い込まれている市民がいることから、更なる自殺者数の減少に向けて取り組まなければならない。 ②【対象に応じた自殺対策の推進】 ・自殺予防・こころの健康づくりの更なる推進のために、これまでの取り組みに加え自殺者数の多い20代から50代の働く世代の自殺者数の減少を目指し、「事業所」や「大学・専門学校生等」、「大学・専門学校教職員」向けのゲートキーパー研修会を実施する。 ・また、50人未満の事業所に働きかけ、「事業所向けこころの健康づくり研修会」を開催していく。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
こころの健康づくり講座及び広報紙掲載	II-5	健康づくりの推進		こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発	市民	・広報紙掲載:精神科医師等が精神保健に関するテーマで執筆し、広報紙に掲載する(3回/年)。 ・講座の開催:広報紙に執筆した医師等が、同じテーマで講座を開催し、より具体的に知識の普及・啓発を行う(3回/年)	計画 どおり	364	H8		①【こころの健康づくり講座の参加者数の確保】 統合失調症、うつ病、アルコール・睡眠のテーマで広報紙掲載及び講座を実施したことにより、精神障がい者に対する偏見や差別を解消するとともに、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発が図られた。 ②【こころの健康づくり講座の効果的な開催】 こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を図るため、こころの健康づくり講座について、多くの市民が参加意欲を持てるよう、テーマの組み合わせを工夫するとともに、あらゆる世代の市民が情報を得られるよう広報紙やホームページの活用による周知徹底、参加しやすい会場の設定など、効果的な方法を検討しながら引き続き、開催していく。	
精神障がい者家族支援事業 (事例検討会、成年後見制度利用支援事業を含む)	II-5	健康づくりの推進		精神障がい者への理解促進	精神障がい者を抱える家族	・宇都宮精神保健福祉会へ委託事業による普及啓発活動・相談業務、家族会の開催 ・精神保健家族教室の開催 ・事例検討会 ・成年後見制度市長申立	計画 どおり	1,055	H8		①【精神保健福祉会による相談業務の実施】 精神保健福祉会における相談や普及啓発活動について、様々な機会を通じて実施したことにより、精神障がい者を抱える家族の活動や精神障がい者への理解について広く周知が図られた。 ②【精神保健福祉会による啓発活動に併せた相談業務の周知】 ・精神障がい者を抱える家族への理解促進を図るため、引き続き、精神保健福祉会による相談事業や普及啓発活動を行うとともに、普及啓発活動の際に、併せて相談会や家族教室の事業を周知し、相談者数や教室参加者数の増加を図る。 ・精神保健福祉会の運営に当たっては、会が主体的に運営できるよう側面的支援を行っていくとともに、精神障がい者の困難事例が生じた場合は、随時事例検討会を開催し、関係機関と連携した支援を実施していく。	
アルコールに関する健康教育	II-5	1 健康づくりの推進		未成年者の飲酒防止	小中学生とその保護者	・小中学校の児童生徒を対象に、希望する学校で出前講座として健康教育を実施 ・家庭でも保護者と一緒に話し合えるようリーフレットを配布	計画 どおり	106	H16		①【アルコールに関する健康教育の実施】 アルコールに関する出前講座を11校で実施するとともに、全対象者にリーフレットを配布したことにより、未成年者の飲酒防止が図られた。 ②【アルコールに関する健康教育の継続実施】 未成年者の飲酒防止を図るために、引き続き、未成年者及び保護者に対するアルコールに関する正しい知識の普及啓発を実施していく。	
アルコール関連相談事業	II-5	健康づくりの推進		アルコールに関する正しい知識の普及啓発	アルコール依存症者やアルコール等の嗜癖問題で悩んだり、生きづらさを感じている市民	・宇都宮断酒会への委託事業(相談・普及啓発活動)	計画 どおり	50 (未確定)	H12		①【断酒会によるアルコール相談及び普及啓発の実施】 アルコールの問題を抱えていても、問題意識を持たない人や、アルコールによる問題が疾病であるという認識を持っていない人もいることから、断酒会による相談会や市民ホールにおけるパネル展を開催することで、アルコールに関する正しい知識の普及啓発が図られた。 ②【断酒会によるアルコール相談及び普及啓発の継続実施】 アルコール依存症など、酒害者の救済と社会復帰には長期的な支援が必要であることから、アルコールに関する正しい知識の普及啓発のために、引き続き、断酒会による相談会を継続して実施する。また、アルコール関連問題啓発週間(11月10日～16日)を活用し、普及啓発活動を実施する。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」 「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
エイズ予防普及啓発推進事業	II-5	健康づくりの推進		エイズに関する正しい知識の普及啓発	市民(特に、中学生・高校生及び10～30代の若者)	①学校におけるエイズ教育の実施、②世界エイズデー関連事業の実施、③常設エイズコーナーの設置、④市広報紙による定期的記事掲載、⑤その他関連図書・啓発ビデオ・パネル等教育教材の貸し出し、パンフレットの提供	計画どおり	365	H8		<p>①【出前講座・啓発物品の配布】 中学校等において出前講座を実施したほか、世界エイズデーにあわせて、文星芸術大学、不二テックスと共同で、パッケージ付 Condom・ボールペン・ティッシュを作成し、11月23日の宇都宮大学の峯ヶ丘祭において1,150個配布することで、正しい知識の普及啓発が図れた。</p> <p>②【若い世代への予防教育、周知啓発の実施】 今後とも、エイズ予防教育を実施する学校と連携を図り、対象者の特性に合わせた予防教育を実施するとともに、地域や学校における性教育、思春期教育を担当する者等に対し、エイズ予防等について正しい知識の習得等を目的として、エイズ対策従事者研修会を継続して実施する。また、10～30歳代の若者を対象に、出前講座や世界エイズデーにあわせた啓発物品の配布等の啓発活動を大学や企業と連携して引き続き実施する。</p>	
エイズ・性感染症等検査相談事業	II-5	健康づくりの推進		エイズ及び性感染症等のまん延防止	感染の可能性があり、心配または不安を持っている人	広報紙等による周知に応じて来所した相談者に対して、検査・相談を実施する。	計画どおり	1,176	H8		<p>①【受検者の増加】 エイズ・性感染症等検査について、スムーズに検査が受けられる体制を整備したことで、受検者数は、HIV検査220人、梅毒検査203人、クラミジア検査177人、B型肝炎検査141人、C型肝炎検査146人増加し、エイズ及び性感染症等のまん延防止が図られた。</p> <p>②【検査・相談及び普及啓発の実施】 保健所(水曜日実施)及び保健センター(毎月第4日曜日)において検査・相談を引き続き実施するとともに、広報紙やホームページ等を通じて市民に広く検査相談の機会の周知を行う。また、受検者に対して、感染予防等に関する知識の普及啓発を継続して実施していく。</p>	
結核患者登録管理	II-5	健康づくりの推進		結核発生状況の把握と保健指導の実施	市民	医療機関と連携を図り、結核患者の速やかな登録管理を行う。また適切な医療が受けられるよう保健指導を実施する。	計画どおり	345	H8		<p>①【速やかな登録管理と保健指導の実施】 ・医療機関と連携し、結核患者の速やかな登録管理に努めるとともに、患者や家族に対して保健指導を実施することにより、結核のまん延防止が図られた。 ・外国出生者の占める割合が年々増加しており、早期発見・早期治療につなげていく必要があるとともに、東南アジアの結核高まん延国からの入国者については、発症時に既に多剤耐性結核である場合があり、言語障壁等による理解不足による治療中断リスクが高いことから結核のまん延防止のためにも早急な対策が必要である。</p> <p>②【外国出生者の患者の早期発見・早期治療】 外国出生者の、治療完遂とまん延防止のためには、患者と接触者双方の治療への理解促進が必要であることから、国際交流協会等の他機関と連携を図りながら、日本語教育機関や外国人が就業している企業などに対して普及啓発を行う。</p>	
結核対策特別促進事業	II-5	健康づくりの推進		結核患者の治療完遂	治療を行っている全結核患者	結核のまん延と多剤耐性結核の発生を未然に防止するため、結核患者に確実に抗結核薬を服用させる直接服薬確認(DOTS)事業を実施する。	計画どおり	227	H19		<p>①【結核患者における服薬支援の実施】 結核の登録患者61名に対し、DOTS(直接服薬確認)を100%実施することで、結核患者への適切な服薬支援が図られた。</p> <p>②【結核患者における服薬支援の実施】 患者の確実な治療完遂のため、医療や保健、福祉関係者等との連携を図るとともに、個々の治療中断リスクや生活状況等に応じた支援方法により、引き続き、適切な服薬支援を実施していく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
結核患者接触者健診事務費	II-5	健康づくりの推進		患者の再発の早期発見、感染者の早期発見	結核患者本人 家族 接触者	保健所および委託医療機関(5医療機関、1健診機関)において、胸部エックス線検査、IGRA検査、ツベルクリン反応検査、その他必要な検査を実施する。	計画 どおり	4,117	H8		<p>①【検査件数の増加】</p> <p>患者に高齢者や外国人留学生が多いことから、高齢者施設及び日本語教育機関の学生や教員に対して大規模な接触者健診を実施したため、接触者健診における平成30年度のIGRA検査実施件数は448件となり、221件増加し、患者・感染の早期発見につながった。</p> <p>②【結核患者管理検診および接触者健康診断の受診勧奨、実施】</p> <p>結核治療の終了者に対して、再発の早期発見のため、病状把握等を目的とした管理検診の受診勧奨を実施していく。また、結核のまん延を防ぐため、接触者が健診を確実に受けられるよう、個々に調整を図る。</p>	
私立学校・社会福祉施設定期健康診断補助金	II-5	健康づくりの推進		結核のまん延防止	市内の私立学校等(専修学校及び各種学校を含み、修学年限が1年未満のものを除く。)	私立学校等が実施する定期健康診断の実施費に対し、補助基準額の2/3を補助する。(補助基準単価は、結核定期外健康診断国庫補助基準単価を準用)	計画 どおり	3,213	H8		<p>①【合理的な結核患者の早期発見】</p> <p>リスクに応じた効率的な定期的健康診断及び接触者健診の実施と有症状時の受診を組み合わせた合理的な結核患者の早期発見のため、全ての私立学校等に対して本事業の周知を行い、25の団体に対し、補助金を交付したことで、結核のまん延防止が図られた。</p> <p>②【事業活用の勧奨と意識啓発】</p> <p>結核のまん延防止を図るため、健診実施状況を把握するとともに、本事業の活用を積極的に勧奨し、結核に対する理解促進を図りながら継続して実施していく。</p>	
風しん予防対策事業	II-5	健康づくりの推進		先天性風しん症候群の発生予防	次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望する女性 ②①の配偶者などの同居者 ③風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者 ただし、過去に風しんの抗体検査を受けたことがある方、明らかに風しんの予防接種歴がある方もしくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある方は除く。	風しん抗体検査及び相談を実施する。	計画 以上	2,255 (未確定)	H8		<p>①【検査件数の増加、風しん抗体検査体制の充実】</p> <p>首都圏を中心とした風しんの流行を受け、本市においては、検査希望者が急増したことから、市保健所で実施する検査の回数、定員数を可能な限り増やす措置を取り、また、市内医療機関においても検査を受けられる体制を整えるなど、拡大する市民ニーズの高まりに適切に対応することで、先天性風しん症候群の発生予防が図られた。</p> <p>②【検査相談事業の継続実施】</p> <p>先天性風しん症候群の発生を予防するため、市内医療機関において妊娠を希望する市民等に対し、引き続き、風しん抗体検査及び相談を実施していく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
風しん予防接種補助金	Ⅱ-5	健康づくりの推進		先天性風しん症候群 の発生予防	風しん抗体検査の 結果、抗体価の低 く、かつ風しんにか かったことがない方 で、次のいずれかに 該当する方 ①妊娠している女性 の夫などの同居者 ②妊娠を予定する 又は妊娠を希望す る女性 ③②の女性の夫な どの同居者	医療機関で実施する風 しん予防接種費用のうち 3,000円を助成する。	計 画 以 上	1,238	H26		①【申請件数の増加】 ・首都圏を中心とした風しんの流行を受け、本市においては、市内医療機関においても検査を受けられる体制を整え、当該医療機関において対象者に対する助成制度の周知を行ったことにより、先天性風しん症候群の発生予防が図られた。 ・補助金の手続きの簡素化やワクチン代に見合う金額について検討が必要である。  ②【補助の継続実施、支払方法等の検討】 風しんの妊婦への感染を防ぎ、先天性風しん症候群の発生を予防するために、抗体価が低い者に対し、予防接種に要する費用の助成を継続して実施する。また、支払い手続きや適正な補助金額について引き続き検討していく。	
幼児インフルエンザ予防接種補助 事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進		インフルエンザのまん 延防止と保護者のイン フルエンザに対す る予防行動の動機付 け	市内に住居登録の ある1歳以上2歳未 満の者	医療機関で実施するイン フルエンザ予防接種費用 のうち1回当たり1,000円 (上限2回)を助成する。	計 画 ど お り	5,743 (未確定)	H17		①【広報紙による周知】 インフルエンザの予防接種補助について、広報紙で市民に対する周知を行い、接種率は平成29年度を上回ったことから、インフルエンザのまん延防止が図られた。  ②【適切な時期に周知し、継続実施】 今後とも、当該事業が、保護者の感染症に対する予防行動の動機付けや、子育て支援の一助となるよう、広報紙などを通じて適切な時期に周知しながら実施する。	
骨髄移植者等再接種費用補助事 業	Ⅱ-5	健康づくりの推進		骨髄移植等により再 接種が必要になった 方に対し、接種費用 を助成することで、感 染症の発生・まん延 を防止し、子育てに 係る負担の軽減を図 る	骨髄移植等により 接種済みの予防接 種の効果が期待で きず、改めて予防接 種を受ける必要が ある者	予防接種に要した費用又 は定期接種の市負担額 のいずれか低い額を助 成する。	計 画 ど お り	0	H30		①【事業の創設】 骨髄移植者等再接種費用補助について、平成30年8月に事業を開始し、平成31年2月に認定申請を1件受け付けたことで、感染症の発生・まん延防止が図られた。  ②【対象者に対する周知】 今後とも、広く市民に制度を周知するため、ホームページや広報紙を通じて周知を行うとともに、県内で骨髄移植等を実施している大学病院や骨髄バンクなどに依頼し、対象となる方へのチラシの配布を行っていく。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
予防接種運営費	II-5	健康づくりの推進		疾病の発生予防及びまん延の防止	乳幼児(0歳～7歳6か月) 児童・生徒(9歳～高校1年生相当) 65歳以上の高齢者及び60歳～64歳の身体障害者手帳1級程度の者	予防接種法に基づく下記の定期予防接種を委託医療機関において実施する。 ・B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、二種混合、BCG、水痘、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、日本脳炎、子宮頸がん、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ	計画 どおり	1,414,020 (未確定)	S24		①【対象者への個別通知などの接種動奨の実施】 麻しん及び風しんについては、国の「特定感染症予防指針」の中で接種率について「95%以上となることを目標とする」とされていることから、一昨年度までの接種動奨に加え、市内医療機関にポスターを掲示し、また、第2期の未接種者に対する個別通知の回数を増やすことで、疾病の発生予防及びまん延の防止が図られた。  ②【対象者への個別通知などの接種動奨の継続実施】 ・今後とも、定期予防接種対象者全員が接種できるよう周知啓発に努めるとともに、麻しん及び風しんの特に接種率の低い第2期対象者に対し、積極的な接種動奨を実施する。 ・厚生労働省の通知に基づき、引き続き、日本脳炎の特例措置対象者等への接種動奨を実施する。 ・高齢者肺炎球菌について、平成30年度までの5年間に限り実施するとされていた5歳刻み(70歳、75歳、…)の者を対象とする経過措置が、5年間延長されることから、対象者にお知らせのハガキを送付するとともに、市内医療機関等と連携し、対象者に対する周知を徹底していく。 ・平成31年度から新たに風しんの第5期予防接種(成人男性)が追加されることから、対象者に対しあらゆる機会を捉えて周知を行っていく。	
市外予防接種受診者補助事業	II-5	健康づくりの推進		疾病の発生予防及びまん延の防止	宇都宮市に住民登録があり、法定の予防接種を委託医療機関以外の市外の医療機関で接種せざるを得ない者	申請に基づき、予防接種に係る費用の一部又は全部を助成する。	計画 どおり	6,343	H14		①【利便性の向上】 補助申請について、申請期限を接種日の6か月以内から1年以内に延長したことで、利用者の利便性が向上し、疾病の発生予防及びまん延の防止が図られた。  ②【補助事業の継続実施】 市民の受益の公平性、予防接種の接種率の向上の観点を踏まえながら、継続して実施していく。	
被爆者健康診断	II-5	健康づくりの推進		被爆者の健康保持・増進	原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づく原子爆弾被害者	健康診断(定期健康診断(一般検査:年2回)、希望による健康診断(一般検査・がん検診)、精密検査を実施する。	計画 どおり	556	H8		①【対象者に対する健診の実施】 健診を希望する対象者に対し、健診を実施することで、健康保持・増進が図られた。  ②【健康診断の受診動奨、受診しやすい環境の整備】 今後とも、被爆者の健康保持・増進のため、対象者に対する案内通知等を通して健康診断周知を行うとともに、対象者の要望に応じて健診実施医療機関を増やし、受診しやすい環境整備を図る。	
骨髄移植推進事業	II-5	健康づくりの推進		骨髄等移植の推進	骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行った者で、当該時点において本市に住所を有し、かつ、ドナー休暇制度のない市内の事業所等に勤務する者及び当該事業所等	骨髄等の提供のための面接、通院又は入院の日数(上限7日間)に、ドナーは2万円を、事業所等は1万円を乗じて得た金額を助成する。	計画 どおり	420	H29		①【様々な方法での周知、骨髄バンク登録会の実施】 本事業について、市ホームページや広報紙等を活用し、周知するとともに、市商工会議所を通して市内事業所に本制度に関する情報提供をすることにより、骨髄移植の推進が図られた。また、栃木県と連携し、市役所等における献血会の実施の際に、併せて骨髄バンク登録会を実施した。  ②【骨髄移植に対する理解の促進と助成制度の普及啓発】 今後とも、本事業の対象者及び事業所等に対して、継続的にさまざまな手法による情報発信に努め、骨髄移植に対する理解の促進と助成制度の普及啓発を図る。	



事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
老人福祉施設整備費等補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の 日常生活の充実	戦略事業	老人福祉施設の整備 促進	市内で老人福祉施設 の整備を行う法人	施設整備及び開設準備 に要する費用の一部助 成	計画 どおり	0	H9		<p>①【整備計画の進行管理】 第7期介護保険事業計画(2018年～2020年)における2018年度の整備計画100床分について、計100床分(60床(新設)及び40床(増設))の整備事業者を選定し、うち60床分について工事着手し、工事の進行管理をすることができた。</p> <p>②【計画的かつ着実な整備促進】 計画的かつ着実な整備促進を図るため、施設整備について適切な進行管理を行っていく。</p>	
老人福祉施設小規模整備費補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の 日常生活の充実	戦略事業	老人福祉施設の整備 促進	市内で老人福祉施設 を運営する社会 福祉法人	老人福祉施設の小規模 整備費の一部助成	計画ど おり	0	H9		<p>①【社会福祉法人による活用機会の減少】 国庫補助の対象とならない少額の施設整備について補助する制度であり、対象を財政基盤が安定していない社会福祉法人に限定した運用をしている中、昨年度は申請はなかった。</p> <p>②【運用方法の見直し】 対象者や対象事業を整理しながら運用方法を見直した上で、事業を継続していく。</p>	改善
介護施設整備費等補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の 日常生活の充実	戦略事業	地域密着型サービス 事業所の整備促進	市内で地域密着型 サービス事業所の 整備を行う法人	施設整備及び開設準備 に要する費用の一部助 成	計画 どおり	5,589	H19	独自性	<p>①【応募事業者増に向けた取組】 応募がないサービス、応募はあったものの不選定となったサービスがあり、整備事業者が決定しなかったため、周知期間の延伸等を行い再公募を実施した。</p> <p>②【整備事業者の選定、計画的かつ着実な整備促進】 計画的かつ着実な整備促進を図るため、施設整備について適切な進行管理を行っていく。</p>	
在宅医療・介護連携推進事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの 構築・推進	好循環P 戦略事業	医療・介護・福祉が連携 した地域療養支援 体制の推進	医療・介護従事者、 市民	在宅療養を担う多職種が 連携する仕組みづくりや 医療・介護従事者の資質 向上に向けた研修の実 施、在宅療養に関する市 民への普及啓発	計画 どおり	26,246	H25		<p>①【医療・介護従事者向け相談支援窓口の設置等】 医療・介護の連携強化に向けて医療・介護連携支援ステーション等を設置し、従事者向けの相談支援を行ったほか、地域包括支援センターとの情報共有を図るためのブロック連携会議や医療・介護従事者の顔の見える関係構築に向けたネットワーク研修を実施した。また、これまでに作成した在宅医療に関するパンフレットに加え、在宅でのリハビリテーションに関するパンフレットを新たに作成・配布するとともに、リハビリテーションに関する市民公開講座を実施するなど、市民の在宅医療・介護に対する理解促進を図った。</p> <p>②【入退院支援の更なる推進】 医療、介護、福祉が連携した地域療養支援体制を推進するため、入退院支援への理解促進に向けた意見交換を実施するほか、地域包括ケア推進会議(地域療養支援部会)において、連携状況に係る効果検証や、診療報酬・介護報酬の改定などを踏まえた退院支援手順書を見直すことにより、患者の入退院時における医療機関とケアマネジャー等との更なる連携強化を図っていく。</p>	改善

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
みやシニア活動センター事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		高齢者のニーズに応じたライフスタイルづくりを支援	シニア世代	総合相談、企画事業(定期講座・講演会等)、ネットワーク会議等の実施	計画どおり	1,804	H20		<p>①【既存講座の充実】 ライフスタイルの変化により、多様化する高齢者のニーズに対応するため、シニア世代の「ライフプラン支援講座」のテキストを見直し、新たに、エンディングノートについて掲載するなど、既存講座を充実することで、高齢者のライフスタイルづくりを支援した。</p> <p>②【講座内容等の見直しと関係機関・団体等との連携】 高齢者のニーズに応じたライフスタイルづくりを支援するため、昨年度見直したテキストを活用しながら、継続的に講座内容等の見直しを行うとともに、引き続き、まちづくりセンターや生涯学習センター、ボランティアセンターなどの関係機関・団体等との連携を図りながら、センター事業の充実に取り組んでいく。</p>	改善
高齢者等地域活動支援ポイント事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくり	60歳以上の高齢者	高齢者等が取り組む「地域貢献活動」や「健康づくり活動」に対しポイントを付与し、貯めたポイントを介護保険料の納付やバスカード等の活動奨励物品などと交換する。	計画どおり	26,037	H26		<p>①【ポイント交換対象の充実等による登録者数の増】 ポイント交換対象に市有施設の回数券等を追加するなど、事業への更なる参加促進を図ることにより、登録者数の増加につなげ、高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進した。</p> <p>②【参加促進に向けた事業の充実】 高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくりに繋げるため、引き続き、参加促進に向け事業の周知を進めるとともに、ポイント交換先の拡充など事業の充実に向けて取り組んでいく。</p>	
高齢者外出支援事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進	好循環P	高齢者の外出支援の充実	年度内に70歳以上になる高齢者	年度に1回の5,000円相当のバス乗車券等の交付(1,000円又は2,000円の自己負担あり)	計画どおり	112,978	H15		<p>①【地域内交通の整備に合わせた事業の追加】 H30年度に開始した姿川地区の地域内交通の回数乗車券を追加することにより、高齢者の外出支援の充実を図った。</p> <p>②【地域内交通の整備状況に合わせた事業の充実】 高齢者の外出支援の更なる充実を図るため、引き続き、地域内交通の整備拡大に合わせ、利用者の外出手段の選択肢を増やしていく。</p>	
シルバー人材センター運営費補助金	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		高齢者の就労支援の充実	公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター(対象:概ね60歳以上での健康で働く意欲のある高齢者)	公益社団法人シルバー人材センターへの運営費の補助、活動場所の提供、業務委託	計画どおり	43,360	S55		<p>①【高齢者の就労支援の充実】 シルバー人材センターに対する運営費の補助により、経営基盤の安定化に寄与し、働く意欲のある高齢者の就労支援の充実につながった。また、センターにおける受託件数や契約額ともに増加傾向にあるなど、その需要は高まっている。</p> <p>②【団体に対する補助の継続実施】 高齢者の就労支援の充実のため、シルバー人材センターが引き続き効果的・効率的な運営ができるよう、国のガイドラインを踏まえた支援・指導を行っていく。</p>	
老人クラブ活動費助成事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		交流の場や交流機会の提供	単位老人クラブ(対象:60歳以上の高齢者)	活動費への補助金の交付	計画どおり	16,714	S39		<p>①【会員数の減少による小規模クラブの増加】 ・活動費の補助により、地域における高齢者の生きがいづくり活動につながった。 ・高齢化等による会員数の減少などにより、補助金交付の対象とならない30人以下の小規模クラブが増加しており、対策を検討する必要がある。</p> <p>②【活動に対する補助の継続と活性化に向けた対応策の検討】 高齢者の交流の場や交流機会を提供するため、既存クラブへの活動支援を継続するとともに、活性化に向けた具体的な対応策について、宇都宮市老人クラブ連合会と検討を進めていく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
老人クラブ運営費助成事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいの推進		交流の場や交流機会の提供	宇都宮市老人クラブ 連合会 (対象:60歳以上の 高齢者)	宇都宮市老人クラブ連合 会への運営費の補助	計画 どおり	3,453	S59		①【単位老人クラブへの育成支援の充実】 運営費の助成により、老人クラブ連合会が行っている単位老人クラブへの育成支援やクラブ活動の充実強化が図られており、本市全域における高齢者の生きがいの推進につながっている。 ②【老人クラブ連合会に対する補助の継続実施】 高齢者の交流の場や交流機会を提供するため、単位老人クラブの育成・支援を行う老人クラブ連合会がより一層効果的・効率的な運営ができるよう、支援・指導を行っていく。	
長寿祝記念品贈呈事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいの推進		高齢者への長寿祝い と高齢者福祉の理解 促進	満80歳、90歳、100 歳到達者、 市内最高齢者	・対象者への敬老祝金の 支給 ・対象者への祝詞及び記 念品の贈呈	計画 どおり	91,864	H10		①【市民ニーズや社会情勢の把握と見直しの検討】 ・対象者への敬老祝金の支給などを行うことで、高齢者福祉の理解の促進が図られた。 ・国や本市が実施した高齢者意識調査等により、高齢者の敬老事業への意識や現状の行政ニーズを検証したほか、他市の状況等、社会情勢を踏まえ事業内容の見直しのための検討を実施した。 ②【見直しの検討継続】 引き続き、市民ニーズを把握しながら事業内容の見直しについての検討を継続していく。	
敬老会開催共催負担金	Ⅱ-6	高齢者の生きがいの推進		高齢者への長寿祝い と高齢者福祉の理解 促進	地区社会福祉協議 会 (対象:75歳以上高 齢者)	各地区での敬老会の開 催支援、開催負担金の交 付	計画 どおり	99,011	S57		①【敬老会の開催方法等に係る現状把握】 各地区において敬老会の開催支援及び開催負担金の交付を行うとともに、自治会へのアンケートによる、敬老会の開催方法等の現状把握を実施したことにより、高齢者への長寿祝いと高齢者福祉の理解促進が図られた。 ②【地域に応じた敬老会開催の支援】 高齢者への長寿祝いと高齢者福祉の理解促進を図るため、引き続き負担金を交付するとともにアンケートから得られた各地域の取組等を情報提供するなど、敬老会の円滑な運営を支援していく。	
生きがいの推進事業派遣事業 補助金	Ⅱ-6	高齢者の生きがいの推進		高齢者の生きがいの 促進	ねんりんピック(参 加資格60歳以上)に 出場する本市の栃 木県代表選手	出場に係る費用の一部を 補助	計画 どおり	288	H14		①【出場者に対する補助】 ねんりんピックの本市代表選手団の激励式を実施するとともに、出場に係る費用の一部を補助することにより、ねんりんピック出場の機運を高め、高齢者の生きがいの推進が図られた。 ②【出場者に対する補助の継続実施】 高齢者の生きがいの推進を図るため、引き続き、代表選手団の激励式を実施するとともに、出場に係る費用の一部を補助することにより、ねんりんピック出場の機運を高めていく。	
介護予防・生活支援サービス事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの 構築・推進	好循環P 戦略事業	要支援者等に対する 支援の充実	・生活支援の担い手 として社会参加する 市民 ・要支援1・2の認定 者等	地域の多様な主体による 生活支援を確保	計画 どおり	1,089,491	H29		①【訪問型サービスBに新たに4団体が登録】 地域包括支援センターやサービス提供事業者等との意見交換を行いながら、サービスの利用促進に努めた。また、サービスB(住民主体型)については、補助制度の手引きを作成・活用しながら、各地域に向いて説明会等を開催した結果、訪問型サービスBを行う事業者が4団体新たに登録になるなど、多様な主体によるサービス提供体制の充実につながった。 ②【サービス提供体制の確保】 要支援者等が、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを利用することができるよう、各種団体や事業者に対して事業への参入を促進し、サービス提供体制の更なる充実を図っていく。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
一般介護予防事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		高齢者の健康づくりの充実	65歳以上の高齢者	・介護予防教室の開催 ・自主グループの支援 ・リハビリテーション専門職の派遣	計画どおり	72,571	H29	独自性	①【地域における自主グループリーダー支援を通しての活動の活性化】 ・自主グループのリーダー等に対し、グループ内で実践可能な運動や栄養に関する知識を提供するなど、自主グループ活動の活性化を図った。 ・自主グループの中にはメンバーの高齢化やリーダーの担い手がいらないなど、課題を持つグループもあり、自主グループが活動を継続できるよう支援が必要である。 ②【地域における介護予防の取組の強化】 高齢者の健康づくりの充実のため、引き続き、地域包括支援センター、リハビリ専門職、市内にホームタウンを有する3つのプロスポーツチーム等と連携し、身近な地域での介護予防活動の推進に取り組むとともに、自主グループに対し、体組成計や握力計等を貸し出し、自ら身体状況の変化を記録できるようにすることで、活動継続意欲の向上を図ることや、リーダーの育成を支援することで、自主グループの活動継続への支援を行っていく。	拡大
地域包括支援センター運営事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの構築・推進		高齢者の相談支援の充実	65歳以上の高齢者とその家族	・各種相談への対応と相談内容に応じた支援 ・地域のネットワーク構築に向け、地域課題把握や解決を目的とした、地域ケア会議の開催	計画どおり	572,159 (地域ケア個別見守り会議事業費を含む)	H18		①【地域包括支援センターの機能強化】 平成30年4月に基幹相談支援センターを高齢福祉課内に設置し、地域包括支援センター間の総合調整、後方支援に取り組むとともに、地域包括支援センター担当者会議において、好事例発表を実施し、情報の共有を行うことで、センター全体のスキルアップを図った。 ②【更なる地域包括支援センターの機能強化】 高齢者の相談支援の充実のため、引き続き、基幹相談支援センターによる地域包括支援センター間の総合調整、後方支援に取り組むとともに、国の事業評価の仕組を活用しながら、センター全体のスキルアップを図り、センター機能を高めていく。	
ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワークシステム	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		地域の見守りと支援体制の充実	65歳以上のひとり暮らし高齢者等	・地域による見守り ・地域包括支援センターによる安否確認	計画どおり	2,160 (地域ケア個別見守り会議) 555 (安否確認)	H15		①【見守り対象者の把握と地域による見守りの実施】 民生委員などと連携し、見守りを必要とするひとり暮らし高齢者等の適切な把握に努め、対象者に対しては、地域ケア個別会議において見守り体制等について話し合い、地域による見守りを実施したことにより、地域における支援体制の充実が図られた。 ②【地域との連携強化】 高齢者に対する地域の見守り等の支援を充実するため、引き続き、民生委員と連携し対象者の把握に努めるとともに、民生委員や地域包括支援センターとの連携を更に深め、地域の実情やケースに応じた見守りを実施していく。	
成年後見制度(高齢者)	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の権利擁護事業の推進	認知症等により判断能力が十分でない高齢者、もしくは親族等	成年後見制度の利用に向けた支援及び周知・啓発	計画どおり	580	H14		①【成年後見制度の周知・啓発と利用に向けた支援】 パンフレット、出前講座などによる成年後見制度の利用に向けた支援及び周知啓発を行うことにより、制度の理解促進が図られたほか、地域包括支援センターによる地域ケア個別会議において、対象者を成年後見制度の利用につなげ、更に必要に応じて適切に市長申立を行うことで、高齢者の権利擁護が図られた。 ②【関係機関との連携強化】 高齢者の権利擁護事業を推進するため、引き続き、制度の周知・理解促進を行うとともに、県や家庭裁判所等との連携を図りながら制度利用に向けた支援を行う。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
高齢者虐待防止事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		在宅高齢者への虐待防止対策の強化	高齢者、養護者等	・高齢者虐待防止のための周知・啓発 ・虐待をうけている高齢者への支援	計画どおり	0	H18		①【高齢者虐待防止の啓発と迅速な支援】 「虐待・DV連携対策会議」、「ひとり暮らし高齢者の訪問調査」説明会などを活用し、高齢者虐待を防止するための周知・啓発に取り組むとともに、高齢者虐待の通報を受けた場合には、事実の確認や施設入所に向けた支援など、迅速な対応に努めることで、在宅高齢者への虐待防止を図った。 ②【マニュアルの改訂と関係機関との連携強化】 ・在宅高齢者への虐待の未然防止や早急な対応を図るため、引き続き、その身近な相談窓口である地域包括支援センターの役割について、広報紙等を活用し、周知啓発を図っていく。 ・本市「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援マニュアル」の改訂を行うとともに、関係機関向けの研修会を実施し、迅速かつ適切な支援が行えるよう関係機関との連携強化を図っていく。	改善
高齢者等ホームサポート事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者等の在宅における自立支援	生活保護・所得税非課税世帯で、介護保険の認定を受けている65歳以上の高齢者、障がい者及びこれに準ずる者で構成される世帯の当該高齢者等	軽易な日常生活の支援を通常の1割の料金で提供	計画どおり	13,098	H14		①【事業周知と適正なサービスの提供】 受託者や地域包括支援センターと連携を図りながら、事業の周知や適正なサービス提供に努めたことにより、在宅高齢者の自立支援が図られた。 ②【事業周知と適正なサービス提供の継続実施】 在宅高齢者の自立支援のため、引き続き、受託者等と連携を図りながら、事業の周知を実施するとともに、支援が必要な高齢者に対して適正なサービスを提供していく。	
高齢者無料入浴券交付事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の保健衛生と健康保持	自宅に入浴施設がない70歳以上の高齢者	無料入浴券の交付(年間最高60枚)	計画どおり	1,086	S50		①【事業周知と適正なサービスの提供】 実施公衆浴場や民生委員と連携による事業周知を行いながら、自宅に入浴施設がない高齢者へ入浴券を交付したことにより、高齢者の保健衛生と健康保持が図られた。 ②【事業周知と適正なサービス提供の継続実施】 高齢者の保健衛生と健康保持のため、引き続き、実施公衆浴場等との連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。	
福祉入浴援助事業補助	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大	概ね65歳以上の虚弱な高齢者等に対し、福祉入浴を実施する公衆浴場経営者	福祉入浴援助事業を行う公衆浴場経営者への運営費の補助	計画どおり	1,080	H9		①【福祉入浴援助事業補助の実施】 実施公衆浴場の運営費を補助したことにより、高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大につながった。 ②【福祉入浴援助事業補助の継続実施】 高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大を図るため、引き続き、実施公衆浴場へ運営費を補助していく。	
緊急通報システム	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の緊急時の対応と通常時の健康相談等の提供	在宅の概ね65歳以上の虚弱なひとり暮らし等高齢者等	緊急通報装置を設置し、緊急時には消防への通報を行うとともに、日常時は健康相談・安否確認等を行う。	計画どおり	21,357	H元		①【緊急通報システムの設置及び適正なサービスの提供】 緊急通報装置を設置することにより、ひとり暮らし高齢者等に対する緊急時の対応や日常的な相談、定期的な状況確認につながった。 ②【適正なサービス提供の継続実施】 ひとり暮らし等高齢者の安全確保を図るため、引き続き、緊急通報装置を設置していく。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
日常生活用具給付貸与事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	概ね65歳以上の在宅の高齢者(所得制限又は自己負担あり)	日常生活用具(火災警報器、自動消火器、電磁調理器、老人用電話、シルパーカー、補聴器)の給付・貸与	計画どおり	1,633	S47		①【事業周知と適正なサービス提供】 地域包括支援センターと連携を図りながら事業の周知や日常生活用具の給付等により、在宅高齢者の日常生活の充実につながった。 ②【事業周知と適正なサービス提供の継続実施】 在宅高齢者が安心して自立した生活が送れるよう、引き続き、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。	
はり・きゅう・マッサージ施術料の助成事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	70歳以上の高齢者等	年間最高18枚のはり・きゅう・マッサージ施術料助成券(1枚千円)を交付	計画どおり	60,006	H2		①【事業周知と適正なサービス提供】 事業者と連携を図りながら、事業の周知や助成券の交付により、高齢者の健康で自立した生活の充実につながった。 ②【事業周知と適正なサービス提供の継続実施】 高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、引き続き、事業者と連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。	
高齢者住宅改造補助	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の多様な住まいの支援	介護保険の認定を受けている65歳以上の高齢者のいる世帯(所得制限有)	高齢者の日常生活を容易にするための既存住宅の改良工事等経費に対する一部補助	計画どおり	12,646	H6		①【他事業との連携と適正なサービス提供】 介護保険サービス(住宅改修費支給)を補完しながら適正なサービスを提供したことにより、高齢者の在宅での自立した生活の充実につながった。 ②【他事業との連携と適正なサービス提供の継続実施】 低所得の高齢者が住みなれた住宅で自立した生活が継続できるよう、引き続き、介護保険サービス(住宅改修費支給)を補完しながらサービスを提供していく。	
介護慰労金支給事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		介護者への支援	65歳以上の介護保険の要介護4・5の認定を受けた高齢者を在宅で日常的に介護している家族	介護慰労金(年額12万円)の給付	計画どおり	481	H12		①【介護慰労金支給事業の実施】 適切な事業実施により、日常的に介護している家族等の負担軽減につながった。 ②【支給要件の見直し】 日常的に介護している家族等を支援するため、引き続き、適切に事業を実施するとともに、支給要件を緩和するなど事業の見直しを図っていく。	改善
老人福祉電話の設置	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	概ね65歳以上のひとり暮らしで自宅に電話のない高齢者(所得制限有)	市による設置費用、基本料金、月額500円までの通話料金の負担	計画どおり	24	S49		①【老人福祉電話の設置事業の実施】 地域包括支援センターと連携を図りながら、適切な事業実施により、ひとり暮らしで自宅に電話のない高齢者の日常生活の充実につながった。 ②【老人福祉電話の設置事業の継続実施】 高齢者の日常生活支援のため、引き続き、適切に事業を実施していく。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
高齢者用住宅生活援助員派遣事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の多様な住まいの支援	独立して生活が不安な60歳以上の高齢者	高齢者用住宅への生活援助員の派遣	計画どおり	17,242	H9		<p>①【高齢者用住宅生活援助員派遣事業の実施】 高齢者用住宅に生活援助員を派遣し、定期的な安否確認等を行ったことにより、高齢者の在宅生活支援につながった。</p> <p>②【高齢者用住宅生活援助員派遣事業の継続実施】 高齢者の在宅生活支援のため、引き続き、申込窓口である住宅課と連携し、生活援助員の派遣等を行っていく。</p>	
食の自立支援事業(配食サービス)	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の食生活の改善	食生活の改善が必要な65歳以上の高齢者	配食サービスを通した食生活の改善	計画どおり	12,870	H12		<p>①【食の自立支援事業の周知と実施】 事前アセスメントを十分行った上で、訪問介護や通所介護などのサービス等と配食サービスを組み合わせた食の自立支援事業に取り組んだことにより、高齢者の食生活の改善が図られた。</p> <p>②【食の自立支援事業の継続実施】 高齢者の食生活の改善のため、引き続き、事業の周知を図るとともに、地域包括支援センターや事業者等の関係機関と連携し、事業を実施していく。</p>	
高齢者短期宿泊事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		短期宿泊による在宅生活の支援	一時的に家族の援助を受けることが困難な65歳以上の要支援・介護認定を受けていない高齢者	短期宿泊による在宅生活の支援	計画どおり	690	H12		<p>①【高齢者短期宿泊事業の周知と実施】 短期宿泊事業により、一時的に家族の見守りを受けることが困難な高齢者等に対し、生活の場を確保することが出来た。</p> <p>②【高齢者短期宿泊事業の継続実施】 短期宿泊による在宅生活の支援を図るため、引き続き、事業の周知を図るとともに、事業の適正な利用につながるよう、地域包括支援センターや民生委員と連携し、事業を実施していく。</p>	
軽費老人ホーム利用料補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の多様な住まいの支援	・軽費老人ホーム(ケアハウス)を設置・運営する社会福祉法人	軽費老人ホーム入所者の負担軽減を図るため利用料の一部を社会福祉法人に対して補助	計画どおり	210,573	H8		<p>①【低所得高齢者等の負担軽減】 軽費老人ホームの運営法人に対して、入所者の利用料の補助を実施することにより、主に低所得の高齢者等の安定的な居住場所を確保するとともに、負担の軽減が図られた。</p> <p>②【低所得高齢者等の負担軽減補助の継続実施】 高齢者等が安心して自立した生活ができる居住を確保するため、引き続き、事業を実施し、低所得の高齢者等の負担の軽減を図っていく。</p>	
認知症総合支援事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実	好循環P 戦略事業	医療・介護・福祉が連携した認知症ケア体制の充実	医療・介護等従事者、市民	・認知症初期集中支援チームの設置・稼働 ・医療・介護連携に向けた研修の実施 ・認知症サロンの推進	計画どおり	7,523	H20		<p>①【認知症初期集中支援の充実】 医療や介護サービス等につなげていない認知症の方を対象として、地域ケア個別会議の開催や地域包括支援センターと医療機関等との連携により、医療や介護などのサービスにつなげることができた。また、認知症初期集中支援チームを編成したケースでは適切な支援につなげることができた。</p> <p>②【認知症初期集中支援チームの充実強化】 医療や介護につなげていない認知症の方に対する円滑な支援のため、認知症対策部会等で事例検討や意見交換を行い、認知症初期集中支援チームの効果等の検証やチーム員のスキルアップを図っていく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
認知症周知啓発事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の 日常生活の充実	好循環P 戦略事業	認知症の正しい理解 に向けた周知啓発の 推進	市民(認知症の本 人・介護者)	市民一人ひとりが認知症 に対する理解を深めるた めの周知啓発	計画 どおり	1,396	H20		①【認知症サポーターの養成と認知症に対する理解啓発の推進】 学校や企業に対する認知症サポーター養成講座の開催支援を強化したほか、9月の認知症月間において市内の様々な場所で街頭啓発活動を実施したことにより、認知症に関する市民理解が図られた。  ②【認知症サポーター養成講座の充実】 認知症の正しい理解を促進するため、市民と接する機会が多い小売店や金融機関、また、若年期の学生を対象とするなど、引き続き、関係者、関係機関に働きかけ、認知症サポーター養成講座の開催の充実を図っていく。	
紙おむつ購入費支給事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の 日常生活の充実		・介護サービスの充 実 ・介護サービス利用 者の負担の軽減	在宅で要介護1以 上の認定を受けた 紙おむつ利用者	・利用者の申請に基づ き、5,500円/月を限度に 紙おむつ購入費の9割、8 割または7割を支給 ・支給方法…紙おむつ宅 配(受領委任払い)及び 償還払い	計画 どおり	154,498	H12		①【紙おむつ購入費支給事業の周知による支給件数の増加】 広報紙等により事業周知を行い、前年度よりも償還払い、宅配方式ともに支給件数が増加するなど、介護サービス利用者の負担軽減が図られた。  ②【紙おむつ購入費支給事業の継続実施】 介護サービス利用者の負担軽減のため、引き続き、広報紙等により周知を図りながら事業を実施していく。	
低所得者利用者負担対策事業 (扶助費)	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の 日常生活の充実		介護サービス利用者 の負担の軽減	介護保険サービスの 利用者負担軽減 制度を適用する社 会福祉法人	社会福祉法人利用者負 担軽減額の一部助成	計画 どおり	1,072	H12		①【低所得者利用者負担対策事業の周知と実施】 広報紙等により事業周知や対象者の認定を行うとともに、利用者負担の軽減を行った社会福祉法人への助成を実施したことにより、介護サービス利用者の負担軽減が図られた。  ②【低所得者利用者負担対策事業の継続実施】 介護保険サービス利用者の負担軽減のため、引き続き、低所得者が必要な介護サービスを利用することができるよう、市民や社会福祉法人に対する周知を行っていく。	
老人福祉施設産休等代替職員雇 用費補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の 日常生活の充実		介護を担う人材の支 援	当該補助事業の申 請可能な市内軽費 老人ホーム(4施設)	老人福祉施設における 代替職員の雇用費を助 成	計画 どおり	0	H8		①【補助制度の実施】 平成30年度の実績は無かったが、介護人材の不足が見込まれる中、介護を担う人材への支援は必要である。  ②【補助制度の継続実施】 老人福祉施設における適正なサービスを維持するため、引き続き、事業を実施していく。	
はいかい高齢者等家族支援事業 補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の 日常生活の充実		介護者への支援	はいかい高齢者等 の介護者	はいかい高齢者検索シ ステムの利用に対し、登 録料及び利用料の一部 を助成	計画 どおり	67	H13		①【はいかい高齢者等家族支援事業補助金の周知と実施】 ・はいかいする高齢者等を介護する家族等の身体的・精神的負担の軽減を図るため、周知に努めながら事業を実施した。 ・更なる利用促進が図られるよう、事業の周知を行うとともに、事業内容の充実に向けて検討する必要がある。  ②【事業の継続実施と事業内容の充実に向けた検討】 はいかいする高齢者等を介護する家族への支援のため、引き続き、事業を継続して実施するとともに、本人が携行しやすい機器への助成など、事業内容の更なる充実に向けた検討を行っていく。	



事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
訪問看護ステーション設置促進事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの構築・推進	好循環P 戦略事業	訪問看護ステーションの設置促進	訪問看護事業者 (市内に所在し、指定を受けてから1年以内、常勤換算方法で5人以上の看護職員等の員数を配置)	訪問看護ステーションの運営費の一部を補助	計画 どおり	622	H30		①【訪問看護ステーション設置促進補助金の創設】 訪問看護ステーション設置促進補助金を創設し、栃木県看護協会や栃木県訪問看護ステーション協議会などの関係団体への事業周知を行いながら、訪問看護ステーションの新規設置を促進した。  ②【訪問看護ステーションの設置促進】 市民が住み慣れた地域で安心して療養生活を送ることができるよう、医療・介護事業者等への事業周知を継続的に実施し、在宅医療・介護の推進において重要な役割を担う訪問看護ステーションの設置促進を図っていく。	
生活支援体制整備事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの構築・推進	好循環P 戦略事業	地域における支え合い活動の充実	市民	第2層協議体及び生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題の掘り起こしや、その解決策の検討等を実施	計画 どおり	5,476	H29		①【第2層協議体を9地区設置】 地域支え合いに関する市民公開講座や各地域における勉強会、各地区の第2層協議体の取組状況の共有を行う意見交換会の開催などにより、第2層協議体を設置する目的や必要性等について、市民や地域団体の理解が進み、新たに9地区(合計12地区)において第2層協議体が設置された。  ②【第2層協議体の設置促進と円滑な運営】 第2層協議体の設置を促進するため、地域包括支援センターと連携し、協議体の取組のポイント等を整理した手引きを活用しながら、地域や関係団体の会議等における事業説明、意見交換を継続的に実施するとともに、第2層協議体の運営に係る地区間の情報共有を図るための意見交換や、第2層生活支援コーディネーターの育成に向けた研修を開催していく。	
障がい者福祉施設整備費補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい福祉施設の整備促進	市内で障がい福祉施設の整備を行う社会福祉法人	施設整備に要する費用の一部助成	計画 どおり	74,200	H11		①【障害者福祉施設の基盤強化】 計画的かつ着実な整備が行われ障害者福祉施設の基盤強化が図ることができた。  ②【計画的かつ着実な整備促進】 引き続き、計画的かつ着実な整備促進を図るため、施設整備について適切な進捗管理を行っていく。	
障がい者福祉施設小規模整備費補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい福祉施設の整備促進	市内で障がい福祉施設を運営する社会福祉法人	障がい福祉施設の小規模整備費等の一部助成	計画 どおり	0	H9		①【社会福祉法人による活用機会の減少】 国庫補助の対象とならない小額の施設整備について補助する制度であり、対象を財政基盤が安定していない社会福祉法人に限定した運用をしている中、昨年度は申請はなかった。  ②【運用方法の見直し】 対象者や対象事業を整理しながら運用方法を見直した上で、事業を継続していく。	改善
障がい者就労支援事業所見学会実施事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		企業に対する障がい者への理解の促進	企業	ハローワークと共催により、市内の企業を対象に、障がい者就労支援事業所の見学会を開催	計画 どおり	0	H27		①【障がい者就労支援事業所と連携した事業の実施】 企業が障がい者就労支援事業所において障がい者の就職訓練の現場を見学することにより、障がい者の就労に対する理解促進が図られた。  ②【障がい者就労支援事業所見学会の継続実施】 企業に対する障がい者への理解促進を図るために、引き続き、自立支援協議会就労支援部会において、障がい者就労支援事業所と意見交換を行いながら、事業を実施していく。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何を)	取組(何を)						
障がい者就職ガイダンス実施事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者に対する就職につながる機会の創出	障がい者	【第1部】ハローワークとの共催により、企業を対象に、障がい特性や職場において配慮すべき点などに関する講話を実施 【第2部】ハローワークと共催により、市内の企業に就職を希望する障がい者を対象に、合同就職説明会を開催	計画ど おり	100	H30		①【障がい者就労支援事業と連携した事業の実施】 事業の実施により、企業の障がい者雇用に対する理解促進が図られ、7名の障がい者の就職につながった。 ②【障がい者就職ガイダンスの継続実施】 障がい者の就職につながる機会を創出するために、引き続き、自立支援協議会就労支援部会において、障がい者就労支援事業所と意見交換を行いながら、事業を実施していく。	
工賃向上等支援事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の就労促進及び工賃水準の向上	障がい者 障がい福祉サービス事業所 団体等	わく・わくショップUの運営、施設等製品の販路拡大など	計画ど おり	5,813	H21		①【施設製品の販路拡大、工賃水準の向上】 ・障がい福祉サービス事業所の自主製品の売上のうち、約3割が「わく・わくショップU」等における売上となっており、施設製品の販路拡大により平均工賃月額も毎年増加していることから、障がい者の就労促進及び工賃水準の向上が図られている。 ・下請け業務などの役割については、月ごとの業務量にばらつきがある。 ②【福祉的就労業務開拓・マッチング事業(新規)の実施】 障がい者の就労及び工賃水準の向上を図るために、引き続き、「わく・わくショップU」の運営や事業所連絡会議の開催に取り組むとともに、H31から新たに、事業所の役務の受注促進に向けた「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」を実施していく。	拡大
障がい者工賃ステップアップ事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の工賃水準の向上	障がい福祉サービス事業所	事業所に経営等に関する専門家(中小企業診断士)を派遣し、生産活動における経営改善を支援	計画ど おり	1,053	H28		①【中小企業診断士との連携による事業の実施】 専門家による売上と費用の分析・助言により、事業所の経営改善がなされ、工賃水準の向上が図られた。 ②【障がい者工賃ステップアップ事業の継続実施】 障がい者の工賃水準の向上のために、引き続き、中小企業診断士と連携し、事業所ニーズに応じた支援を行っていく。	
奉仕員等養成事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		身体障がい者への日常生活支援及び社会参加の促進	各種奉仕員 通訳者等として活動する意欲を持つ市民	講座の実施	計画ど おり	1,757	H15		①【各種奉仕員等の人材育成】 手話奉仕員養成講座(6講座)や手話通訳者養成講座(10講座)を実施するなど、意思疎通支援に係る人材育成を行うことにより、聴覚障がい者等の日常生活支援や社会参加の促進が図られた。 ②【各種養成講座等の継続実施】 聴覚及び視覚障がい者の円滑な意思疎通を支援し、社会参加の促進等を図るために、引き続き、各種奉仕員養成講座等を実施していく。	
意思疎通支援事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		身体障がい者への日常生活支援及び社会参加の促進	聴覚障がい者、及び音声または言語機能障がい者	手話通訳者または要約筆記者の派遣	計画ど おり	22,573	H13		①【意思疎通支援事業の実施】 手話通訳者を延べ1,777人、要約筆記者を延べ41人派遣し、聴覚障がい者等の日常生活支援や社会参加の促進が図られた。 ②【意思疎通支援事業の継続実施】 聴覚、言語機能または音声機能の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある障がい者の社会参加等を促進するために、引き続き、手話通訳者や要約筆記者を派遣していく。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
障がい者福祉バス運行事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	障がい者の社会参加の促進	宇都宮市に在住している障がい者及びその介護者、市内の障がい者福祉団体等	バス運行の委託	計画ど おり	9,539	S54		①【障がい者の社会参加の促進】 利用者数、稼働率ともに増加しており、事業の実施により、障がい者の社会参加の促進が図られた。 ②【障がい者福祉バス運行事業の継続実施】 障がい者の社会参加を促進するために、引き続き、障がい者や障がい者団体の研修会や社会見学等の際に、車椅子の乗車が可能なリフト付福祉バスの運行事業を継続していく。	
障がい者交通費助成事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	知的及び精神障がい者の社会的自立、社会参加、社会復帰の促進	知的障がい者及びその介護者、精神障がい者保健福祉手帳所持者	公共交通機関等を利用する際の助成制度	計画ど おり	27,464	S50		①【交通費助成事業の実施】 交通費助成事業の実施による外出機会の確保などを通じ、知的障がい者や精神障がい者の社会的自立等の促進が図られた。 ②【助成事業の実施及び精神障がい者の通院・通所支援の検討】 引き続き、交通費助成事業を実施し、知的障がい者及び精神障がい者の社会参加等を促進するとともに、精神障がい者への支援については、バス乗車券のIC化等への対応方法について、交通事業者や関係課等と連携し検討していく。	改善
身体障がい者補助犬導入等補助事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	身体障がい者補助犬導入の促進	補助犬育成事業者18歳以上の在宅の身体障がい者	補助犬の育成事業者及び補助犬の導入に要する経費	計画ど おり	60	H15		①【補助犬導入等費用の一部補助の実施】 補助犬の導入等に係る経費を一部助成することにより、利用者の負担軽減がなされ、補助犬の導入等の促進が図られた。 ②【補助犬導入及び育成等費用の一部補助の継続実施】 身体障がい者補助犬の導入等を促進するために、引き続き、補助犬の育成及び導入に要する費用の一部を補助していく。	
身体障がい者自動車運転支援事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	就労活動の助長促進を図るとともに、身体障がい者の日常生活や社会生活の活動範囲を拡大する。	肢体不自由の身体障がい者等	自動車改造及び運転免許取得の補助金交付	計画ど おり	1,181	S50		①【就労等に必要の自動車に係る費用の支援の実施】 自動車改造及び運転免許取得に係る経費の一部を補助し、自動車による外出機会を確保充実することにより、身体障がい者の就労活動の助長促進や日常生活、社会生活の活動範囲の拡大が図られた。 ②【自動車改造等に係る補助の継続実施】 障がい者の活動範囲の拡大等のために、引き続き、自動車の改造に要する経費や運転免許を取得する際に必要な経費の一部を補助していく。	
重度障がい者タクシー料金助成事業(扶助費)	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A(A1・A2)精神障がい者保健福祉手帳1級所持者	タクシー券の配布	計画ど おり	94,870	S60		①【重度障がい者へのタクシー券の配布の実施】 重度障がい者へタクシー券を配布し、タクシー利用による外出機会を確保充実することにより、障がい者の生活圏の拡大等が図られた。 ②【タクシー料金助成事業の継続実施】 公共交通機関を利用することが困難な重度障がい者の社会参加の促進のために、引き続き、タクシー料金助成事業を実施していく。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
宇障連地域交流事業補助金	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者と市民との親睦及び理解促進	宇都宮市障害者福祉会連合会	地域交流事業に対する補助	計画どおり	300	H21		<p>①【地域交流事業実施の支援】 地域交流事業への補助を実施することにより、地域の人たちの障がい者に対する理解促進と、障がい者と地域の人たちの交流が図られた。</p> <p>②【地域交流事業に対する補助の継続実施】 障がい者に対する理解促進や地域の人たちとの親睦が図られるようにするために、引き続き、効果的な事業を実施し、地域交流を支援していく。</p>	
うつのみやふれあい文化祭	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の社会参加及び市民の理解促進	宇都宮市に在住又は通勤・通学している障がい児・者	文化祭の開催	計画どおり	335	H15		<p>①【文化祭開催による社会参加機会の確保】 障がい福祉サービス事業所と連携を図りながらふれあい文化祭を開催することにより、障がい者の社会参加の促進や市民の理解促進が図られた。</p> <p>②【文化祭の継続実施】 障がい者が教養を深めるとともに、来場者との交流が図られるようにするために、引き続き、ふれあい文化祭を開催し、積極的な社会参加機会の確保に取り組んでいく。</p>	
うつのみやふれあいスポーツ大会実行委員会交付金	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の社会参加の促進及び体力の増強	宇都宮市内の障がい者及びその保護者	スポーツ大会の開催	計画どおり	558	H15		<p>①【スポーツ大会の開催を支援】 障がい福祉サービス事業所と連携を図りながらふれあいスポーツ大会を開催することにより、障がい者の社会参加の促進や市民の理解促進が図られた。</p> <p>②【スポーツ大会開催支援の継続実施】 障がい者がスポーツを通して体力の増進と社会参加の促進のために、引き続き、ふれあいスポーツ大会の開催を支援し、積極的な社会参加の機会の確保に取り組んでいく。</p>	
わく・わくアートコンクール	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の文化活動支援及び市民の理解促進	宇都宮市に在住又は通勤・通学している障がい児・者	入賞作品の審査及び巡回展示会の開催	計画どおり	1,340	H22		<p>①【コンクールの開催及び普及啓発】 展示会場の見直しを行い市内の様々な場所(大型商業施設や病院など)で巡回展示を行うことにより、障がい者の文化活動の支援や市民の理解促進が図られた。</p> <p>②【コンクール等の継続実施】 広く市民に障がい者の芸術活動や障がい福祉についての理解の促進を図るために、引き続き、コンクールを開催し、巡回展示やカレンダー等の配布など普及啓発に取り組んでいく。</p>	
宇障連運営補助金	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		円滑な事業実施の促進及び障がい者の在宅支援	宇都宮市障害者福祉会連合会	運営費補助	計画どおり	8,228	H15		<p>①【団体への補助の実施】 宇障連に対して運営費の補助を行ったことにより、社会福祉事業等の円滑な実施を促進し、障がい者の在宅支援につながった。</p> <p>②【団体への補助の継続実施】 社会福祉事業等の円滑な実施を促進し、障がい者の在宅支援に寄与するために、引き続き、運営を補助し組織基盤の安定化を図っていく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
障がい者週間啓発事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がいや障がい者に対する市民の理解促進	市民	障がいの理解促進に係る街頭啓発活動の実施	計画どおり	163	H12		<p>①【障がいや障がい者に対する理解の促進】 障がい者週間に合わせた街頭啓発活動を行い啓発物品を配布するほか、大型ショッピングモールで啓発イベントを実施することにより、障がいや障がい者に対する理解の促進が図られた。</p> <p>②【啓発事業等の継続実施】 障がいへの理解促進を図るために、引き続き、障がい者週間に合わせた啓発事業などを実施していく。</p>	
盲導犬ふれあい教室	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がいや障がい者に対する市民の幼少期からの理解促進	小学生	小学校において盲導犬ふれあい教室を実施	計画どおり	1,160	H11		<p>①【小学生に対する障がいへ理解促進】 盲導犬ふれあい教室を小学校26校(参加児童数:1,673人)で実施することにより、幼少期からの障がいへの理解促進が図られた。</p> <p>②【盲導犬ふれあい教室の継続実施】 小学生に対して、障がいへの更なる理解促進を図るために、引き続き、盲導犬ふれあい教室を実施していく。</p>	
障がい者合理的配慮促進事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がいや障がい者への理解促進及び差別の解消	市職員 民間事業者 市民 障がい者	障がいを理由とする差別解消の取組を推進	計画どおり	164	H27	独自性	<p>①【職員や民間事業者等への周知・啓発等】 ・差別的な取り扱いの防止や合理的な配慮の提供について、新規採用職員への研修を実施したほか、合理的配慮の提供に係る周知啓発動画をリンク栃木プレックスのホームゲームで放映することなどにより、障がいへの理解促進や差別解消が図られた。 ・障がい福祉課窓口にタブレット端末を設置し、手話通訳問合せ対応サービスを開始するなど、更なる合理的配慮の提供に努めた。</p> <p>②【タブレット端末のさらなる活用等の検討】 障がいへの理解促進等を図るために、引き続き、合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映等に取り組んでいくとともに、タブレット端末の更なる活用等について検討を進めていく。</p>	
障がい者福祉ゾーン整備費(単独)	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の安全確保	施設を利用する障がい者(児)及び市民	障がい者福祉ゾーンの設置	計画どおり	1,080	H16		<p>①【新規施設周辺への設置】 市内の1事業所に障がい者福祉ゾーン標識2か所・道路標示2か所を新設することにより、障がい者の安全確保に資する環境の充実に図られた。</p> <p>②【障がい者福祉ゾーンの設置等の継続実施】 障がい者の安全確保のほか近隣住民や通行する市民の理解促進を図るため、引き続き、新規施設の周辺道路に「障がい者福祉ゾーン」を設置するとともに、老朽化した既存の「障がい者福祉ゾーン」の修繕に取り組んでいく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
自立支援協議会運営	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者の自立支援、就労支援等の推進及び関係者の連携促進	障がい児・者 市民	会議の運営	計画ど おり	114	H20		<p>①【全体会・各部会の開催・活用】 自立支援協議会の全体会や各部会を開催するとともに、新たに「地域生活支援部会」を設置・開催し、障がい者の自立支援や就労支援などの地域生活に係る課題の共有や関係機関との連携強化等が図られた。</p> <p>②【関係機関等によるネットワークの構築等】 より一層の関係機関等との連携強化を図るために、引き続き、全体会・各部会を定期的に開催し、地域の関係機関等によるネットワークの構築と、障がい者の地域生活に係る課題の共有と改善を図っていく。</p>	
障がい者生活支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		在宅障がい者の自立及び社会参加の促進	地域において生活支援を必要とする在宅障がい者及びその家族	福祉サービス等に関する相談機能を有する障がい者生活支援センターの運営	計画ど おり	50,400	H18		<p>①【相談支援の実施】 総合的・専門的な相談を基幹相談支援センターで対応し、身近な場での相談支援を市内7か所の障がい者生活支援センターにおいて行うことにより、在宅障がい者等の自立や社会参加の促進が図られたが、より一層の相談支援体制の充実が必要である。</p> <p>②【地域における相談支援体制のあり方検討】 障がい者の相談支援体制の充実に向け、基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターの円滑かつ効率的な運営と評価・検証を行うとともに、地域における相談支援体制について問題把握と課題整理をした上で、そのあり方について検討していく。</p>	
成年後見制度(障がい福祉課)	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者の権利及び財産の保護	成年後見制度の利用を必要とするが自ら申し立てができない知的障がい者	市長からの家庭裁判所への申立および報酬の助成	計画ど おり	832	H18		<p>①【制度の周知と利用促進】 成年後見制度の周知や成年後見人等の報酬の負担が困難な人を報酬助成に結び付けることにより、障がい者の権利や財産の保護が図られた。</p> <p>②【制度の周知及び継続実施】 障がい者の権利擁護の推進のため、引き続き、制度の周知に努めるとともに、必要に応じて市長申立および報酬助成を行っていく。</p>	
障がい者への虐待防止事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者に対する虐待の未然防止、早期発見、保護及び養護者への支援の実施	障がい児・者 障がい福祉サービス事業者 市民	障がい者虐待防止センターの運営、虐待防止のための周知・啓発	計画ど おり	280	H24		<p>①【虐待防止の啓発と迅速な支援】 サービス事業者等に対し、虐待防止に関する周知を行うとともに、通報事業については、障がい者虐待防止センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、事実の確認や緊急的な一時預かり(緊急一時保護事業)を実施するなど、迅速な対応に努めることにより、虐待の未然防止等が図られた。</p> <p>②【迅速かつ的確な対応及び周知・啓発活動の継続実施】 引き続き、障がい者に対する虐待の通報に対し、迅速かつ的確に対応するとともに、高齢者や児童、DV等の関係機関との情報共有や連携強化を図っていく。また、市民や障がい福祉サービス事業所に対し、虐待防止に関する周知・啓発活動に取り組んでいくとともに、「緊急一時保護事業」を活用しながら、障がい者等が養護者などからの虐待により分離が必要な際には、関係機関と連携を図りながら適切な対応に努めていく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
グループホーム設置費補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者グループホームの設置促進	グループホームを運営する法人	改修費に対する補助	計画どおり	2,022	H15		<p>①【補助の実施】 障がい者グループホームの改修費に対し補助することにより、障がい者グループホームの設置促進が図られたが、サービス計画の目標値の達成に向けた更なる設置促進や重度障がい者への対応などの課題がある。</p> <p>②【補助の継続実施及び更なる設置促進策等の検討】 障がい者グループホームの設置促進のため、引き続き、補助事業を継続するとともに、親なき後や地域移行に対応するために、グループホームの更なる設置促進策や重度障がい者への対応について検討していく。</p>	
グループホーム設置促進事業補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者グループホームの設置促進	新たなグループホームを運営する法人	備品購入費に対する補助	計画どおり	2,133	H27		<p>①【補助の実施】 障がい者グループホームの備品購入費に対し補助することにより、障がい者グループホームの設置促進が図られたが、サービス計画の目標値の達成に向けた更なる設置促進や重度障がい者への対応などの課題がある。</p> <p>②【補助の継続実施及び更なる設置促進策等の検討】 障がい者グループホームの設置促進のため、引き続き、補助事業を継続するとともに、親なき後や地域移行に対応するために、グループホームの更なる設置促進策や重度障がい者への対応について検討していく。</p>	
福祉電話等事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		相談等各種のサービスの提供	自宅に加入電話を保有していない低所得世帯に属する、身体障がい者手帳2級以上の者	福祉電話の設置	計画どおり	262	S49		<p>①【福祉電話の設置】 外出が困難な重度の障がい者に対し福祉電話を設置することにより、相談、助言、安否確認等各種のサービスの提供が図られた。</p> <p>②【サービス提供の継続実施】 相談等各種サービスの提供のために、引き続き、設置後の利用者の状況を把握しながら、事業の継続に取り組んでいく。</p>	
重度身体障がい者住宅改造費補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		重度身体障がい者の生活環境の整備	重度身体障がい者(児)	住宅改造費補助	計画どおり	900	S48		<p>①【住宅改造経費の一部補助の実施】 住宅改造費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減が図られ、重度の身体障がい者の生活環境の整備が図られた。</p> <p>②【補助の継続実施】 重度身体障がい者の生活環境の整備を図るために、引き続き、住宅設備を改造する経費の一部を補助していく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
精神通院医療費助成事業	II-7	障がい者の地域生活支援の充実		精神障がい者の適正な医療普及の促進	自立支援医療の支給認定を受けた者のうち、世帯の所得区分が低所得の区分に認定されたもの	医療費の助成	計画どおり	36,007	H18		<p>①【精神障がい者への医療費助成の実施】 精神通院医療に要した医療費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減が図られ、精神障がい者の適正な医療普及の促進が図られた。</p> <p>②【医療費助成の継続実施】 精神障がい者が必要な医療を受けられるようにするために、引き続き、精神障がい者の通院医療に要した医療費の一部を助成していく。</p>	
身体障がい者手帳交付事務	II-7	障がい者の地域生活支援の充実		身体障がい者手帳の認定・交付等	身体障がい者	手帳の交付	計画どおり	—	H8		<p>①【正確かつ迅速な手帳の認定・交付等の実施】 身体障がい者が各種サービスを利用できるよう、医師の診断書に基づき、正確かつ適切な身体障がい者手帳の認定・交付等に取り組んだ。</p> <p>②【手帳の認定・交付の継続実施】 引き続き、正確かつ迅速な手帳の認定・交付等に取り組んでいく。</p>	
緊急通報システム	II-7	障がい者の地域生活支援の充実		一人暮らしの重度身体障がい者等に対する緊急時の対応及び日常的な相談、定期的な状況確認の実施	一人暮らしの重度身体障がい者等	緊急通報装置の設置	計画どおり	225	H18		<p>①【緊急通報装置の設置及び適正なサービス提供】 緊急通報装置を設置することにより、一人暮らしの重度身体障がい者等に対する緊急時の対応や日常的な相談、定期的な状況確認につながった。</p> <p>②【適正なサービス提供の継続実施】 一人暮らしの重度身体障がい者等の安全確保を図るために、引き続き、緊急通報装置を設置していく。</p>	
日常生活用具給付事業	II-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者の日常生活支援の実施	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	日常生活用具の給付	計画どおり	131,651	H18		<p>①【ニーズを反映させた適正な給付】 ・日常生活用具の給付等を行うことにより、障がい者の日常生活の支援が図られた。 ・新しい製品が開発等されるため、利用者のニーズを踏まえながら、給付品目の追加等を検討する必要がある。</p> <p>②【適正な給付の継続実施及び給付品目の検討】 障がい者の日常生活の支援を図るため、引き続き、日常生活用具の給付に取り組むとともに、障がい者のニーズを反映させながら、適宜、給付品目を検討していく。</p>	
重度心身障がい者医療費助成	II-7	障がい者の地域生活支援の充実		重度心身障がい者の健康増進に寄与	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A(A1・A2)、身体3・4級と療育手帳B1を併せ持つ者	医療費の助成	計画どおり	1,047,103	S48		<p>①【重度心身障がい者への医療費助成の実施】 重度心身障がい者への「現物給付方式」によって医療費助成を行うことにより、重度心身障がい者の医療費負担の軽減を図り、健康増進に寄与した。</p> <p>②【医療費助成の継続実施】 重度心身障がい者が安心して医療を受けられるようにするために、引き続き、「現物給付方式」により医療費助成を行っていく。</p>	



事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
心身障がい者福祉手当	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		心身障がい者への手当支給	国の特別障がい者手当を受給していない①身体障がい者1・2級の者②療育手帳A・A1・A2、B1(知能指数50以下)の者	月5,000円の手当	計画どおり	463,055	S44		①【適正な手当支給の実施】 重度心身障がい者への適正な手当支給を行うことにより、重度心身障がい者の在宅生活等の支援につながった。 ②【手当支給の継続実施】 重度心身障がい者の在宅生活等を支援するために、引き続き、手当を支給していく。	
特定疾患患者福祉手当(経過措置)	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		特定疾患患者への手当支給	市が指定した特定疾患に該当する者で心身障がい者福祉手当を受給していない者	月5,000円の手当 【経過措置】 H28.10.1～H29.9.30 5,000円 H29.10.1～H30.9.30 4,000円 H30.10.1～R1.9.30 3,000円	計画どおり	121,289	S49		①【適正な手当支給の実施】 特定疾患患者への適正な手当支給を行うことにより、特定疾患患者の在宅生活等の支援につながったが、令和元年9月(12月振込)をもって経過措置が終了となるため、その周知等を図っていく必要がある。 ②【経過措置の周知と新制度への移行推進の継続実施】 特定疾患患者の在宅生活等を支援するため、経過措置の終了まで手当を支給していく。また、経過措置が終了となるため、その周知を図るとともに、「難病患者福祉手当」の要件を満たす者については、移行を促していく。	廃止・ 終了
難病患者福祉手当	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		難病患者への手当支給	難病法に基づく指定難病患者又は国若しくは県が指定する疾患の患者として医療受給者証の交付を受けている者で、心身障がい者福祉手当、特定疾患患者福祉手当(経過措置)を受給していない者	月5,000円の手当	計画どおり	152,180	H28		①【適正な手当支給の実施】 難病患者への適正な手当支給を行うことにより、難病患者の在宅生活等の支援につながった。 ②【制度の周知と適正な手当支給の継続実施】 医療受給者証交付の受付を行っている保健予防課と連携しながら、制度の周知や要件者の旧制度(「特定疾患患者福祉手当(経過措置)」)からの移行推進を図り、難病患者の療養生活の質の向上を図るため、引き続き、手当を支給していく。	
デイケア事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		在宅重度心身障がい者の能力向上の促進	15歳以上で医学的管理を要しない在宅重度心身障がい者	身辺処理能力や社会適応力を身につけるための訓練や指導	計画どおり	10,832	S48		①【事業周知と適正なサービスの提供】 サービス提供事業者等と連携を図りながら、事業の周知や適正なサービス提供を行うことにより、在宅重度心身障がい者の能力向上の促進が図られた。 ②【適切なサービス提供の継続実施】 在宅の重度心身障がい者の身辺処理能力・社会適応能力の向上のために、引き続き、日常生活動作訓練等を行うデイケア事業を実施していく。	
福祉ホーム運営費補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		居室等、日常生活に必要な便宜を供与することによる地域生活の支援	福祉ホームを運営する社会福祉法人等	福祉ホームの運営に要する経費の補助	計画どおり	6,601	H16		①【安定した居住環境の確保】 福祉ホームの運営に要する経費を補助することにより、安定した居住環境を確保し、住居を必要とする障がい者の地域生活支援につながった。 ②【補助の継続実施】 障がい者の地域生活の支援をするために、引き続き、福祉ホームの運営を補助していく。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
移動支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実	好循環P 戦略事業	外出及び余暇活動等、地域生活における自立生活及び社会参加の促進	屋外での移動が困難な障がい者・児童	社会参加のための外出の際の移動支援の提供	計画ど おり	119,019	H18		<p>①【適切なサービスの実施】 平成30年度から新たに通学通所支援やグループ型支援を実施するなど、社会参加のための外出の際の移動支援の提供に努めることにより、地域生活における自立生活や社会参加の促進が図られた。</p> <p>②【利用者ニーズを踏まえた事業の実施】 屋外での移動が困難な障がい者・児童の地域生活における自立、社会参加の促進を図るために、引き続き、支援が必要な障がい者への移動支援や事業所への柔軟な支援の実施を図るとともに、利用者等のニーズを把握し、サービスの向上と安定したサービスの提供を行っていく。</p>	
日中一時支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者等の一時的な活動の場の提供	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	一時的な活動の場を提供及び家族の一時的な休息等の確保	計画 どおり	170,027	H18		<p>①【適切なサービスの提供】 障がい者施設や特別支援学校等において、一時的な活動の場の提供や、家族の一時的な休息等の確保が図られているが、放課後等デイサービス等の類似事業との調整が必要である。</p> <p>②【類似事業との役割整理と事業のあり方検討】 児童福祉法に基づく放課後等デイサービスや障がい児保育、日中一時支援(日中支援型・放課後支援型)事業等の類似事業に関し、役割を整理し、事業のあり方を検討していく。</p>	
地域活動支援センター事業(民間)	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者の地域生活支援の促進	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供	計画ど おり	99,792	H18		<p>①【適切なサービスの提供】 地域活動支援センターにおいて、日中活動の場(機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス)を提供することにより、障がい者の地域生活支援の促進が図られた。</p> <p>②【適切なサービス提供の継続実施】 障がい者の地域生活支援を促進するために、引き続き、日中の活動の場を提供していく。</p>	
訪問入浴サービス事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		心身障がい者(児)への定期的な入浴サービスの実施	在宅の重度身体障がい者及び重症心身障がい児	定期的な入浴サービスの提供	計画ど おり	25,717	H18		<p>①【適切なサービスの提供】 在宅の重度身体障がい者・児で単身での入浴が困難な方に対し、定期的な訪問入浴サービスを提供した。</p> <p>②【安定的なサービスの提供体制の検討】 必要な訪問入浴サービスが提供できるよう、訪問入浴サービス提供事業所の拡大について検討していく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
ここ・ほっと交流事業	II-7	2 障がい者の地域生活 支援の充実		交流を通じた障がい 理解の普及啓発	かすが園、若葉園、 西部保育園、子育て サロン西部に通う 園児やその保護者 及び一般市民	季節に応じた行事カリ キュラムに加え、日常保 育の中での交流事業の 実施	計画 どおり	296	H19		①【日常保育等を通じた自然な交流事業の実施】 行事カリキュラムや日常保育の中での頻繁な交流の実施により、障がいのある児とない児 の交流の参加延人数が6,875人(平成29年度から555人増)に増加するなど、自然な交流が 図られた。  ②【自然な交流によるノーマライゼーションの更なる推進】 今後は、障がいに対する子ども及び保護者同士の相互理解を更に深め、地域における ノーマライゼーションを推進するため、引き続き、自然な形で交流できるよう取り組んでいく。	
子ども発達相談室	II-7	2 障がい者の地域生活 支援の充実		発達の遅れに不安を 抱いている保護者等 の不安の軽減	発達の遅れなどに ついて心配している 児童及び保護者	電話・面接相談の実施	計画 どおり	13,395	H19		①【発達の遅れに不安を抱いている保護者に対する相談の実施】 関係機関等のコーディネートを行い、発達に遅れのある児・保護者の不安を軽減するな ど、より適切に対応することができた。  ②【適切な相談を行うことができるように相談体制の整備】 今後は、保護者の不安を早期に軽減するための相談体制の整備に努めていく。また、虚 待ケースなど養育環境に問題を抱えるケースが増加していることから、関係機関との連携を 強化しながら実施していく。	
通園事業の運営	II-7	2 障がい者の地域生活 支援の充実		障がい児の社会生活 適応能力の向上	障がい児通所給付 の決定を受けた障 がい児	かすが園・若葉園への通 所による療育の提供及び 保護者支援	計画 どおり	21,323	H19		①【障がい児通所療育の充実と機能強化】 かすが園・若葉園に通園している児の個々の障がい特性に応じて専門的な療育を行った ことから、社会生活適応能力が向上するなど、児の成長発達につなげることができた。更 にかすが園において、外出が困難な児への訪問による専門的な療育や医療的ケア児を含む 年長児の単独通園をこれまでの週1回から通年への拡大に向けて、円滑に導入できるよう 準備を進めるなど、児童発達支援センターとしての機能強化を図ることができた。  ②【児童発達支援センターの機能の充実】 今後も市民ニーズ等を踏まえながら児童発達支援センターの機能を充実させていく。ま た、医療的ケアが必要であるなど外出が困難な児が増加している中、児やその家族に対 しての在宅での支援が求められていることから、関係機関と連携を図りながら、個々の状態 に応じた適切な療育を実施していく。	拡大

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
保育所等訪問支援事業	II-7	2 障がい者の地域生活支援の充実		障がい児の集団生活適応能力の向上	障がい児通所給付の決定を受けた障がい児	集団生活適応に向けた療育の提供および園への対応等の助言	計画どおり	—	H28		<p>①【保育所等訪問支援利用者の増加】 保育所等訪問支援の周知の徹底により事業の認知が高まり、利用者が増加するとともに、より多くの保育園・幼稚園に対し障がい児の療育に係る専門的支援が図られたことにより、障がい児が集団生活に適応するなど効果的な支援につながった。</p> <p>②【関係機関との連携強化】 ・利用希望者の増加に対応できるよう、関係機関やセンター内医師・他の専門職との連携を強化し、引き続き専門性の高い療育を提供していく。 ・利用希望者が利用したい時にサービスが利用できるよう、関係機関との連携強化を図るとともに、利用を希望している市民に対し、ガイドブックなどを活用し実施内容の周知を図っていく。</p>	
重症心身障がい児プール活動支援事業	II-7	2 障がい者の地域生活支援の充実		心身のリラクゼーション、呼吸・循環器能力を高めるなど生命の維持・向上及びQOLの向上	重い運動障がいのある重症心身障がい児	施設内にある温水プールを利用して、医師・理学療法士、看護師等による安全なプール活動の実施	計画どおり	367	H20	先駆的	<p>①【医療的ケア児のプール活動数が増加】 安定的な医師の従事により医療的ケア児のプール活動を通年で実施でき、活動人数が16人(平成29年度から10人増)に増加した。</p> <p>②【安全性を確保したプール活動の実施】 今後は、重い運動障がいのある重症心身障がい児に対し、心身のリラクゼーション、呼吸・循環器能力を高めるとともに、生活の質の向上を促すため、引き続き医師・看護師を中心に利用児の安全を十分に確保しながら、通年で実施していく。</p>	
専門療育事業	II-7	2 障がい者の地域生活支援の充実		症状の軽減や日常生活動作の獲得など身近な地域における自立の促進	障がい児、またはその疑いのある児童	医師の指示のもと理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員による個々の特性に応じた専門療育の実施	計画どおり	225	H19		<p>①【専門職の安定的な確保により専門療育指導人数が増加】 医師の指示のもと、それぞれの児童に必要な種類や頻度の作業療法や言語聴覚療法などの専門療育を提供することができ、2689人(平成29年度から236人増)に増加した。</p> <p>②【専門職間の連携強化】 今後は、児童の生活動作・コミュニケーションなど日常生活の自立を目指すため、引き続き、医師の指示のもと専門療育を行っていく。また、増加傾向にある利用児童について、関係機関及びセンター内専門職間の連携を強化しより質の高い療育を提供していく。</p>	
診療検査事業	II-7	2 障がい者の地域生活支援の充実		障がいの早期発見と効果的な療育の推進	障がい児、またはその疑いのある児童	小児科医師の診察による療育の指示及び支援の方向性の決定	計画どおり	209	H19		<p>①【診療体制の充実により児童の受診人数が増加】 個々の発達段階に応じて療育内容の見直しや療育方針を検討するなど、適切な時期に、必要な児童には年2回の医師の診察を行うことができ、受診人数が1254人(平成29年度から212人増)に増加した。</p> <p>②【専門性の高い診療の提供】 今後は、個々の発達段階に応じた療育内容の見直しや療育方針の検討など、引き続き、必要な児童には年2回の医師の診察が提供できるよう、安定的な医師の確保に努めながら診療機能の充実を図っていく。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
家族支援事業	II-7	2 障がい者の地域生活支援の充実		障がい児を抱える家族の障がい受容に伴う苦悩や育児不安など精神的負担の軽減	子ども発達センター内事業利用児童の保護者	親の養育技術を向上させるペアレントトレーニング及び心理相談員によるカウンセリング(家族サポート)の実施	計画どおり	35	H22		<p>①【家族支援の充実により支援人数が増加】 ペアレントトレーニングや家族サポートの対象を医師や各療育担当と連携し早めに確保することができ、ペアレントトレーニング受講者は48人(平成29年度から10人増)、家族サポート相談人数は71人(平成29年から17人増)に増加した。</p> <p>②【保護者の精神的負担の軽減】 今後は、障がい児を抱える家族の障がい受容に伴う様々な苦悩や育児に対する不安軽減など、保護者の精神的な安定を図るため、引き続き心理相談員によるカウンセリングや、児童の適応行動を増やしていくなど養育技術を向上するためのペアレントトレーニングなどの家族支援を実施していく。</p>	
ここ・ほっと巡回相談事業	II-7 I-1	2 子どもを守り育てる支援の充実 2 障がい者の地域生活支援の充実		発達障がいの早期発見・早期支援	発達障がいの早期発見児童及び保育所や幼稚園等で支援を行う職員	・訪問支援の実施 ・研修会の実施 ・5歳児チェックリストの実施	計画どおり	970	H19		<p>①【気になる児童への早期対応に向けた支援の充実】 新たな5歳児チェックリストを活用したことにより児童の発達の遅れについて保護者の気づきを促すとともに、専門職が幼稚園や認定こども園等に訪問し助言指導することで、発達の気になる子どもの集団生活によって顕在化する発達障がいの早期発見・早期支援につなげることができた。</p> <p>②【幼稚園・保育園等との連携強化】 今後も引き続き5歳児チェックリストを効果的に活用するとともに、幼稚園や認定こども園等に対し事業の周知徹底を図り、発達障がいの早期発見・早期支援につなげるための幼稚園・保育園等との連携の強化を図る。</p>	
早期療育支援事業	II-7 I-1	2 子どもを守り育てる支援の充実 2 障がい者の地域生活支援の充実		児童の発達促進及び保護者の不安軽減と障がい受容の促進	障がい疑われる児童及びその保護者	保育士による個々の状態に応じた個別・グループ指導の提供、及び保護者への助言指導の実施	計画どおり	166	H19	独自性	<p>①【早期支援の充実により児童の指導人数が増加】 保育士が医師や専門職と連携しながら保護者支援の充実強化を図ったことにより、必要な児童にはより低年齢から早期に療育を提供でき、指導を受けた人数が3,981人(平成29年度から192人増)に増加した。</p> <p>②【児童の発達支援及び保護者支援の実施】 今後は保護者が子どもの発達特性を正しく理解し、障がいを受け入れられるよう、引き続き保護者の気持ちに寄り添いながら丁寧に支援するなど保護者支援の充実を図るとともに、児童の発達を促すため、保育士が医師や専門職と連携しながら児童の特性に応じた個別・グループ指導を実施していく。</p>	
発達支援ネットワーク事業	II-7 I-2	5 多様な児童生徒に応じた指導・支援の推進 2 障がい者の地域生活支援の充実		関係機関との連携強化 市民への障がい理解の啓発	市民及び関係機関・団体	・関係機関・団体との連携による支援の推進 ・研修会や啓発紙を活用した啓発活動	計画どおり	563	H20		<p>①【医療的ケア児支援のための関係機関との連携】 発達支援ネットワーク会議において関係機関・団体等の連携強化と情報共有を進めるとともに、「医療的ケア児のための協議の場」として兼ねることとし、当事者や支援に関わる関係機関・団体等からの意見を踏まえ、医療的ケア児とその家族の支援充実に向け、保育園や小中学校・こどもの家等で医療的ケア児を安全に受け入れられる基準を設けるなど新たな取組を構築することができた。</p> <p>②【関係機関等との連携による支援の充実強化】 発達支援ネットワーク会議を引き続き活用し、「医療的ケア児支援のための手引書」について当事者や関係機関・団体等の意見を基に作成・配布するなど、障がい児が地域で安心して生活できるよう、ネットワーク会議としての強みを活かし、連携強化と情報の共有を更に図りながら支援の充実強化に努める。</p>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり事業	Ⅱ-8	共に支え合う地域社会づくりの推進		市民の福祉意識の高揚や地域福祉活動等の普及啓発	市民 事業者	・福祉のまちづくり表彰の実施 ・ボランティア活動の充実	計画ど おり	207	H13		①【福祉のまちづくり表彰等の実施】 表彰件数及びボランティア登録団体数は、前年度を上回っており、市民の福祉意識の高揚や地域福祉活動等の普及啓発を図ることができた。 ②【福祉のまちづくり表彰等の継続実施】 市民の福祉意識等の更なる高揚を図るため、福祉のまちづくり表彰等を継続して実施していく。	
保健と福祉の出前講座の実施	Ⅱ-8	福祉のこころをはぐくむ人づくりの推進		保健福祉サービスの市民理解の促進	市民	・保健と福祉の出前講座の実施	計画ど おり	-	H17		①【出前講座の周知強化】 講座内容や申込方法等について、市民に分かりやすく伝わるよう、講座案内リーフレットを一部変更し、周知の強化を図ることができた。 ②【市民ニーズを踏まえた講座の実施】 引き続き、保健福祉サービスや福祉制度の周知、サービスの適切な利用につながるよう出前講座を実施していくとともに、講座参加後のアンケート等から把握した市民ニーズを講座の内容へ反映していく。	
市民福祉の祭典開催	Ⅱ-8	福祉のこころをはぐくむ人づくりの推進		福祉への理解促進と地域の連帯感の高揚	市民	・福祉の祭典を開催し、福祉活動等の周知や啓発を実施	計画ど おり	700	H19		①【市民福祉の祭典の開催】 市社会福祉協議会と協力して、ステージアトラクションや福祉関係の功労者等表彰式、福祉パレード等を実施し、前年度を上回る来場者が訪れるなど、福祉の理解促進と地域連帯感の高揚を図ることができた。 ②【各団体との連携協力による事業の充実】 今後、さらに効果的な事業となるよう、参加団体等との連携を強化し、内容の充実を図っていく。	
災害時要援護者支援事業	Ⅱ-8	福祉のこころをはぐくむ人づくりの推進		要援護者に対し、日頃からの声かけ・見守り活動を行うとともに災害発生時に迅速かつ的確に避難誘導等を行う地域における支援体制の整備	自力で避難することが困難で避難支援を希望する方(要援護者)	・地区支援班の設置 ・災害時要援護者台帳の整備 ・制度の周知	計画ど おり	1,280	H19		①【地域行政機関との連携やマニュアル及び周知用リーフレットの改訂】 協力が得られた地区において、地域行政機関を通じた災害時要援護者台帳の更新を実施したほか、地区支援班用のマニュアル作成や周知用リーフレットの改訂を行うなど、発災時の体制整備等を着実に進めることができた。 ②【要援護者に対する支援体制の整備】 地域ごとの活動状況の把握を行うとともに、平成30年度に改訂した地区支援班用マニュアル及び周知用リーフレットを活用し、制度説明や台帳更新情報の提供等を行うとともに、地区支援班未設置地区や台帳未整備地区については、設置等に向け、引き続き働きかけを行っていく。	
民間福祉避難所情報伝達体制整備	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		災害時における高齢者や障がい者等の安全で安心な生活環境の確保	民間福祉避難所(高齢者・障がい者施設)	・MCA無線機の配備による災害時の連絡体制を強化	計画ど おり	1,819	H24		①【MCA無線機による通信訓練の実施】 民間福祉避難所に対して、MCA無線機の操作訓練の実施や各施設との個別通信訓練を実施したほか、市総合防災訓練において、民間福祉避難所と要援護者受入のためのMCA無線機通信訓練を実施したことにより、災害時における高齢者や障がい者等の安全で安心な生活確保に向けた連絡体制の強化を図ることができた。 ②【民間福祉避難所との情報伝達体制の維持・確保】 災害時の福祉避難所協定を締結した民間の福祉施設と、災害発生時に、迅速かつ円滑に要援護者や物資を受け入れられるよう、引き続き、通信訓練の実施やMCA無線機の適切な管理を行い、情報伝達体制を維持・確保していく。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
こころのユニバーサルデザイン推進事業	Ⅱ-8	福祉のこころをはぐむ人づくりの推進		市民の福祉意識の高揚	市民	・福祉のまちづくりポスターコンクール開催 ・啓発用ポスター、チラシ、ハンドブック等の作成配布	計画ど おり	842	H20		①【様々な周知啓発活動の実施】 ポスターコンクールの実施などを通じて幅広い層への啓発活動を行い、日常生活の中で自然に手助け・見守り・声かけなどができる福祉のこころを育む人づくりの推進を図ることができた。 ②【おもしろい行動に関する啓発強化】 これからの社会を担う子どもたちへの「福祉の心」の醸成を図るため、市内中学校への啓発リーフレットの配布や出前講座の案内・実施に取り組んでいく。	
やさしさをはぐむ福祉のまちづくり 公共的施設整備費補助金	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		公共的施設のバリアフリー化の推進	市内で公共的施設の改修を行う事業者等	補助対象整備箇所(傾斜路・手すり・エレベーター・便所)の整備費の一部を補助	計画ど おり	166	H12		①【補助制度の実施】 傾斜路整備費の一部補助を実施することにより、公共的施設のバリアフリー化を着実に推進することができた。 ②【制度の更なる周知】 商工会議所や福祉団体などの関係機関等に制度周知への協力を働きかけることにより、補助制度の更なる活用を促進していく。	
市有施設のバリアフリーの推進	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		市有施設のバリアフリー化の推進	市民	・市有施設のバリアフリー化推進	計画ど おり	-	H13		①【バリアフリー設備の整備】 戸祭地域コミュニティセンターへのエレベーターの設置により、市有施設の計画的なバリアフリー化を着実に推進することができた。 ②【計画的なバリアフリー化の推進】 市有施設のバリアフリー化の更なる推進のため、利用状況などを考慮の上、施設所管課と連携した計画的な整備を進めていく。	
苦情解決事業	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		福祉サービスに関する苦情の解決	・福祉サービス利用者	・苦情の相談対応 ・事例検討会の開催	計画ど おり	37	H15		①【苦情解決体制の適正な運営】 「福祉サービス等に係る苦情解決システムに関する会議」を開催し、福祉業務に関する苦情事例等の情報共有及び再発防止に向けた市民対応について検討を進めることができた。 ②【継続した苦情解決体制の適正な運営】 引き続き、市が提供する福祉サービス等への苦情に対応するため、「福祉サービス等に係る苦情解決システムに関する会議」の構成員である庁内関係課職員や第三者委員と連携し、苦情解決体制を適正に運用していく。	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
社会福祉施設等指導監査	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		社会福祉法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の社会福祉法人等	社会福祉法人等に対する指導監査	計画どおり	157	H9		<p>①【効率的・効果的な指導監査の実施】 定期的な指導監査について、年間計画に基づき効率的・効果的に行い、法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上を図ることができた。</p> <p>②【継続した指導監査の実施】 引き続き、法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上を図るため、効率的・効果的な指導監査を行っていく。</p>	
障がい福祉サービス事業者指導監督	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		障がい福祉サービス事業所の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の障がい福祉サービス事業者	障がい福祉サービス事業者に対する指導及び監査	計画どおり	1,325	H24		<p>①【効率的・効果的な実地指導及び巡回支援指導との連携】 定期的な実地指導について、年間計画に基づき、効率的・効果的に実施するとともに、事前通告を行わない巡回支援指導との連携により、障がい福祉サービスの質の確保・向上を図ることができた。</p> <p>②【継続した実地指導及び巡回支援指導との連携】 引き続き、障がい福祉サービスの質の確保・向上を図るため、定期的な実地指導を効率的・効果的に実施するとともに、事前通告を行わない巡回支援指導と連携していく。</p>	
介護事業者指導監督	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		介護サービス事業所の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の介護保険事業者	介護事業者に対する指導及び監査	計画どおり	3,958	H20		<p>①【効率的・効果的な実地指導及び巡回支援指導との連携】 定期的な実地指導について、年間計画に基づき、効率的・効果的に実施するとともに、事前通告を行わない巡回支援指導との連携により、介護サービス事業所の質の向上を図ることができた。</p> <p>②【継続した効率的・効果的な実地指導及び巡回支援指導との連携】 引き続き、介護サービスの質の確保・向上を図るため、定期的な実地指導を効率的・効果的に実施するとともに、事前通告を行わない巡回支援指導と連携していく。</p>	
保健と福祉の相談業務の充実	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		健康の保持・増進、疾病予防、育児不安等の軽減	市民	保健と福祉の相談	計画どおり	170	H10		<p>①【保健と福祉の相談の実施】 病院や児童相談所等の関係機関と連携を図りながら、必要な保健福祉サービスの情報を提供するなど、複雑化・多様化する市民ニーズに応じた相談に適切に対応することができた。</p> <p>②【保健と福祉の相談体制の充実】 引き続き、複雑化・多様化する相談に対応するため、より一層関係機関と緊密な連携を図りながら、適切な保健福祉サービスを紹介するなど市民ニーズに応じた適切な相談対応や、必要な情報提供を行っていく。</p>	



事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
生活困窮者自立相談支援事業	II-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P	複合的な課題を抱える生活困窮世帯に対する困窮状態からの早期脱却に向けた支援による自立の促進	・生活困窮世帯	・自立相談支援窓口の設置 ・専門の相談支援員による自立に向けた包括的かつ継続的な支援	計画 どおり	25,142	H26		<p>①【生活困窮世帯への自立に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複合的な課題を抱える生活困窮者が自立した生活を営めるよう、個別の支援プランに基づいて関係機関が連携を図り、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援に取り組み、困窮状態からの早期脱却に向けた支援を進めることができた。</li> <li>支援につなげられていない生活困窮者に対して、早期に自立相談支援窓口につなげるとともに、効果的かつ的確な支援を行う必要がある。</li> </ul> <p>②【継続的な事業の実施及び制度周知の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者の抱える問題について必要な支援ができるよう、庁内各課はもとより関係機関、民生委員等との連携強化を図り、支援制度が浸透するよう更なる周知を行うとともに、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援に取り組む。</li> </ul>	
生活保護受給者等就労自立促進事業(ハローワークとの一体的実施事業)	II-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P	栃木労働局との協定のもと、本市とハローワークの連携協力体制による早期就労自立の促進	早期就労可能な以下の者 ・生活保護受給者 ・児童扶養手当受給者 ・住居確保給付金受給者 ・生活困窮者自立相談支援事業の支援決定者	・市役所に設置するハローワークの常設窓口等における職業相談、職業紹介 ・ハローワーク職員、本市のケースワーカー、就労促進指導員等の連携体制による早期就労に向けた支援	計画 どおり	—	H25		<p>①【生活保護受給者等の状況に応じた就労支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者等が早期に就労し自立した生活が送れるよう、ハローワークと連携を図り、本市のケースワーカー、就労促進指導員等と、ハローワーク職員である就職支援ナビゲーターがそれぞれの役割のもとで連携を図りながら対応するとともに、市役所内に設置されている「みやハローワーク就労支援コーナー」を効果的に活用することによって、多くの支援対象者を早期の就労につなげることができた。</li> <li>就労後の職場への定着を図るための支援が必要である。</li> </ul> <p>②【継続的な就労支援及び職場定着支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続きハローワークとの一体的実施事業の推進により就労を促進するとともに、早期の離職を防ぎ就労後の職場への定着を図るため、就職後には就労状況の聞き取りを行うなどのフォローアップに定期的に取り組む。</li> </ul>	
生活保護受給者等への就労準備支援事業	II-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P	就労意欲の喚起等が必要な者への早期就労自立の促進	就労未経験や長期未就労など直ちに一般就労を目指すことが困難である以下の者 ・生活保護受給者 ・生活困窮者	・個別カウンセリングの実施 ・日常生活習慣の改善支援や、ボランティア活動への参加等による社会的能力の習得 ・就労体験やセミナーの実施による就職活動に向けた知識やスキルの習得 ・個別求人開拓支援	計画 どおり	19,389	H25		<p>①【生活困窮者等の状況に応じた就労準備支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者が自身に適した職業が見つけれられるよう、業務委託により民間事業者が持つノウハウや幅広いネットワークを活用し、ボランティア活動や様々な分野の就労体験・社会人として必要となる知識の習得を図ることによって、早期の就労に向けた支援を推進することができた。</li> <li>就労後、再び生活が困窮状態に陥ることを未然に防ぐため、就労支援と合わせて就労後においても家計改善に関する支援など、一貫した取組強化を図る必要がある。</li> </ul> <p>②【継続的な支援及び家計改善支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様々な支援プログラムのもと、これまで取り組んできた就労準備支援と併せて、新たに家計改善支援にも着手することにより、困窮状態から脱却までの計画的かつ一貫した支援に取り組む。</li> </ul>	改善
公園のバリアフリー化事業	II-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		公園のバリアフリー化	高齢者や障がい者をはじめとした公園利用者	出入口の改修 水飲み器の改修	計画 どおり	1,455	H13		<p>①【公園バリアフリー化整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度は、ローズタウン2号児童公園において、出入口及び水飲み器のバリアフリー化を実施した。</li> <li>平成29年度から国庫補助金の交付が終了となり、市費でのバリアフリー化の整備を継続していることから、特定財源の確保に向けた取組が必要</li> </ul> <p>②【公園バリアフリー化整備の効果的な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな国庫補助金制度の活用を検討するなど、国庫補助金などの財源確保に努めるとともに、優先順位の高い公園の再精査を行い、限りある予算内で効果的な公園バリアフリー化整備に取り組む。</li> </ul>	

事業名	政策の柱 — 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	H30 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の成果・課題」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
					対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
道路バリアフリー推進事業	Ⅱ-8 VI-22	安心して暮らせる福祉基 盤の充実 道路ネットワークの充実	好循環P 戦略事業	・高齢者や障がい者 の安全性・快適性の 向上 ・円滑な道路ネット ワークの構築	市民、道路利用者	・点字ブロックの整備・修 繕 ・横断歩道部の段差解消	計画 どおり	2,797	H13		<p>①【安全・安心な歩行空間の確保】</p> <p>・経年劣化により老朽化した点字ブロックの入替えや塗装などの修繕工事のほか、横断歩道部の段差解消などを行った。引き続き、子どもから高齢者、障がい者まで誰もが安全・安心に通行できる歩行空間の確保に努める必要がある。</p> <p>②【計画的な道路バリアフリーの整備・修繕】</p> <p>・今後は、中心市街地における点字ブロック未整備箇所の計画的な整備を実施するとともに、既設点字ブロックの老朽化や破損など、状況に応じた修繕や再整備に取り組む。</p>	